

日本ジェンダー研究

第 11 号

論 文

越劇『祥林嫂』の女性像
——女性演劇の視点から—— …………… 中 山 文

テレビ広告におけるジェンダーの役割の変容
——日本とタイの比較から——
…………… ポンサピタックサンティ・ピヤ

ゲームにおけるジェンダーステレオタイプについて
——メディアとしてゲームが与える社会的影響を中心に——
…………… 野 口 李 沙

学会大会基調報告論文

教育改革とジェンダー
——教育基本法改正問題を中心に—— …… 上 杉 孝 實

書 評

川口章「ジェンダー経済格差」(勁草書房、2008年5月刊)
…………… 香 川 孝 三

富士谷あつ子・塚本利幸著『男女共同参画の実践—少子高齢社会への挑戦』
(明石書店、2007年10月刊)
…………… 上 杉 孝 實

学会創立10年に当たって

日本ジェンダー学会創設10年の歩みと展望
…………… 富士谷 あつ子

日本ジェンダー学会の過去・現在・未来
…………… 伊 藤 公 雄

日本ジェンダー学会 大会・研究会・国際会議・出版(1997-2007)のあゆみ

日本ジェンダー学会設立10周年記念シンポジウム報告

日本ジェンダー学会

2008

目 次

論 文

- 越劇『祥林嫂』の女性像
——女性演劇の視点から—— …… 中 山 文 1
- テレビ広告におけるジェンダーの役割の変容
——日本とタイの比較から——
…………… ポンサピタックサンティ・ピヤ 15
- ゲームにおけるジェンダーステレオタイプについて
——メディアとしてゲームが与える社会的影響を中心に——
…………… 野 口 李 沙 29

学会大会基調報告論文

- 教育改革とジェンダー
——教育基本法改正問題を中心に—— …… 上 杉 孝 實 43

書 評

- 川口章「ジェンダー経済格差」(勁草書房、2008年5月刊)
…………… 香 川 孝 三 51
- 富士谷あつ子・塚本利幸著『男女共同参画の実践－少子高齢社会への挑戦』
(明石書店、2007年10月刊)
…………… 上 杉 孝 實 55

学会創立10年に当たって

- 日本ジェンダー学会創設10年の歩みと展望
…………… 富士谷 あつ子 57
- 日本ジェンダー学会の過去・現在・未来
…………… 伊 藤 公 雄 59
- 日本ジェンダー学会 大会・研究会・国際会議・出版(1997-2007)のあゆみ 61
- 日本ジェンダー学会設立10周年記念シンポジウム報告 68

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.11 2008

CONTENTS

Articles

- Feminism in Yue opera <Xianglinsao>
— from the view point of Women's theater — FUMI Nakayama 1
- Changes of Gender Roles in Television Commercials
— A Comparison between Japanese and Thai Television Commercials —
..... Piya PONGSAPITAKSANTI 15
- Impact of Media
— How Media Influences on Social Construction of Gender — RISA Noguchi 29

Keynote Adress at the 11th Annual Meeting

- Gender and Reform of Education in Japan
—— Focusing on the Reform of Basic Law of Education TAKAMICHI Uesugi 43

Book Reviews

- Akira Kawaguchi : Gender and Economic Differentials (Keiso Shobo, 2008)
..... KOUZO Kagawa 51
- Atsuko Fujitani & Toshiyuki Tsukamoto: Practice for Gender Equality
Challenge to Aging and Birthrate-declining Society (Akashi Shoten, 2007)
..... TAKAMICHI Uesugi 55

Commemoration of the 10th Anniverasary of JSGS

- History and Prospect of JSGS ATSUKO Fujitani 57
- Past, Present and Future of JSGS KIMIO Ito 59
- A Short History of JSGS since 1997 61
- Document of 10th Anniversary Symposium of JSGS 68

越剧“祥林嫂”中的女性形象

——从女子戏剧的视点说起

中山文
(神戸学院大学)

概 述

据称中国拥有300种以上的地方戏(戏曲)。其中越剧是诞生于浙江省,成长于40年代的上海的较为年轻的剧种。由于是一种以仅由女演员上台演出为其特色而发展起来的女子戏剧,常以“中国的宝冢”而介绍给大众,至今,依然以其备受欢迎而为浙江省的女子们引以为荣。

从性别的视点出发对越剧加以考察时,其中有着三点饶有趣味之处。其一是,在越剧的发展史中男性和女性所起的作用。越剧是一种由女性将原本是男性所创建的东西加以继承并使之发展并完善的剧种。越剧改革,是与“既是戏子又是女子”的双重歧视进行抗争的女演员和支持她们的男性共同为之奋斗的女性解放运动。

其二则在于,可以将共产党与女子越剧之间的关系置换为“做指导的父亲”和“顺从听话的女儿”的关系。越剧与其他自发产生的地方戏不同,在剧种的形成过程中接受了共产党的直接指导。

其三,是越剧作品中所创造的新型的女性形象。

在本文中,以“祥林嫂”作为第三点饶有趣味之处的代表作,就女主人公祥林嫂的女性形象进行探讨。这是一部依据鲁迅的小说《祝福》(1924年著)改编的,可以称之为新越剧的里程碑剧作。在此,试就越剧是怎样将“男人所讲述的不幸女人的故事”转换为“女人所讲述的自己的故事”而进行探讨。

《祝福》是一部名为祥林嫂的女子的传记。鲁迅以一个男性知识分子的“我”讲述了一个尝尽封建社会艰辛苦楚的女子的命运。然而,这里的“我”并不只是一个普通的讲述者。他通过讲述祥林嫂的故事表达处于新旧时代过渡期知识分子的苦闷,他是这部小说的另一个主人公。

正如袁雪芬所说的“我当时对鲁迅先生还不了解,只觉得祥林嫂似乎很熟悉”那样,在越剧“祥林嫂”中,“我”并未登场。袁雪芬是撷取了即使在祥林嫂的人生中也应该有过的光辉瞬间,改而从女性的角度讲述她的人生。

其结果是,在越剧祥林嫂身上赋予了小说里未曾描写的三个特征。一,她“感受到了爱的喜悦”;二,她“以实际行动力图摆脱不幸命运”;三,她“有自己的表达方式”。这三个特征在第7场“洞房”、第11场“千悔恨、万悔恨”和第14场“问苍天”中可以看到。本文以脚本为依据,试图就这里所展示的祥林嫂的人性特征进行探讨。

笔者认为,依据这3场的情节,越剧中的祥林嫂并非旧社会值得怜悯的牺牲者,而已成为让同时代女性抱有同感的新型的女性形象。越剧正是从一开始就认真面对女子如何以一个独立的人来生存的重大问题而成长起来的。而且此种传统至今仍历久不衰,今后也还会继续成为女性的朋友吧。

越劇『祥林嫂』の女性像

——女性演劇の視点から

中山 文
(神戸学院大学)

はじめに

中国には300以上の地方劇(戯曲)があるといわれ、国劇とされる京劇もそのうちのひとつである。京劇が英語でPekin Operaと翻訳されるように、地方劇はみな生まれ故郷の言葉とその土地になじんだ曲調で歌い、決まったしぐさの型をもつ。越劇は浙江省で生まれ40年代の上海で形成された比較的新しい劇種である。女優だけで演じることを特色として発展してきた女性演劇であるために、日本ではしばしば「中国の宝塚」と紹介され、現在も浙江省の女性たちには絶大な人気を誇っている。

越劇と宝塚はその成立時期も近く、ともに近代化した都会で生まれたという類似点もある⁽¹⁾。だが大きく異なるのは、劇種形成の歴史である。宝塚歌劇団は創設者小林一三という男性経営者のもと、一私企業の事業の一環として発展した。それに対して、女子越劇を現在の形に作り上げ発展させたのは、女優たち自身なのだ。

越劇をジェンダー的視点をもって考えるとき、そこには興味深いテーマが3つ浮かんでくる。第一は、越劇史における男女の役割である。越劇の源流は19世紀中葉、浙江省紹興地区嵊県(現嵊州市)一帯の農村地帯で半農半芸の男性農民が上演した田舎芝居「落地唱書」にさかのぼる。1910年代、彼らは上海に進出するが、芝居が稚拙だったために都会では受け入れられなかった。彼らは京劇や紹劇などから技術・題材を学び研鑽を重ねた。本来の形態を捨て、「都会の芝居」へと生まれ変わることで上海での生き残りをかけたのである。その後、1930年代には当時の流行から女優による越劇に人気が集まり、高齢化した男性俳優は彼女らの指導へとまわった⁽²⁾。

30年代の上海では留学生が日本から持ち帰った話劇(セリフだけで行う新劇)や映画が抗日宣伝の重要なマスコミ的役割を果たしていた。京劇も抗日愛国を訴える新作品を発表して人気を集めていた。古い演目ばかりを上演していた越劇も、時代に乗り遅れまいと新演目作成のために文化人を取りこんだ。その改良運動の中心的人物が、越劇皇后と呼ばれた姚水娟である。⁽³⁾

40年代のトップスター袁雪芬(1922～)は愛国的な情熱に満ちた話劇作品に感銘を受け、自分たちももっと社会的に意義のある作品を上演したいと考えた。そのために演出家の導入や完全な劇本に基づく上演など、越劇を近代劇の方法で上演するための改革を開始した。彼女がリードした越劇改革は芸術運動にとどまらず、女優の待遇改善を劇場主に要求し、女優の社会的地位を向上させようとする社会運動へと発展する。

当時女優という職業は賤業とみなされ、しばしば興行主や金持ちの愛人となったり、「過房母」(養母)というパトロンをもったりした。世間からは「女を売る」商売だと考えられ、人として

悔しい目に合うことも多かった。男女平等の意識をもち、社会的に意義ある人生を送ろうと呼びかける袁雪芬に他劇団の女優たちも応じ、越劇十姉妹として越劇改革に参加していった。杉山がいうように「越劇が女子越劇である限り、これは不可避な出来事であり、そういう社会への恨みが女子越劇を支えてきた」のである。⁽⁴⁾

このように越劇はもともと男性がゼロから作り上げたものを、女性が継承して発展完成させた劇種であった。また越劇はその発展過程において、常に男性知識人を味方として取りこんできた。越劇の歴史は、「役者であり女性である」という二重の差別と闘う女優と彼女らをサポートする男性がともに闘った女性解放運動史として読みかえることができるのである。

第二は共産党と女子越劇との関係を、「指導する父」と「従順な娘」に置換できる点である⁽⁵⁾。女子越劇には「女優だけで行う」という形態の他に、他の劇種とは一線を画する特徴がある。それは劇種の形成にあたって共産党の直接の指導を受けた、ということだ。越劇は京劇や昆曲のように自然発生的なものではなく、「四十年代の上海という、中国で最も近代的な時と場において、近代の意識で作られ」「人為的に形成された」⁽⁶⁾ 劇種なのである。このような劇種は他に例をみない。

最初に越劇に注目した共産党幹部は周恩来である。1946年9月、国共合作談判のために上海を訪れた彼は初めて袁雪芬の舞台を見、その観客の多さ、女優たちの社会的意識の高さにいたく感銘をうけた。「今後は戯劇芸術に着手し、こちらから彼女らに接近し、尊重し、援助し、辛抱強く彼女らを革命の道に導かねばならない」との周恩来の言葉に応じて、上海地下党には越劇俳優指導の部署が設けられた。建国後は党の指導に沿った作品が生まれ、新中国の宣伝塔として積極的な活動を行った。それゆえ文化大革命期には、越劇界に対して徹底的な批判が行われたが、周恩来は越劇俳優たちを公私ともに支え続けた。

第三は、越劇作品が創りあげた新しい女性像である。50年代の名作とよばれる『梁山伯与祝英台』『西廂記』『紅樓夢』のヒロインたちは、いずれも古い時代を借りながらも同時代の女性観客に共感を抱かさずにはおかない現代性を有した女性像だった。彼女らは確固たる自我をもち、男性に自分とともに封建社会と闘う強さを求めた。ヒロインが愛する男性は決して不幸な女性を救ってくれる白馬の王子様ではなかったのである。⁽⁷⁾

拙論では、第三点の代表的作品として『祥林嫂』をとりあげ、ヒロインの女性像について考察する。『祥林嫂』（46年5月初演）は新越劇の記念碑とよばれ、越劇史上特に重要な意味をもつ作品である。それはこの作品が魯迅の小説『祝福』（1924年作）を改編したものであり、さらに台本・演出の段階から上演に至るまで中共地下党組織の指導を受けていたからである。この作品こそが、その後の越劇の社会的・政治的地位を築ききっかけとなったのだ。

だが、もしも越劇の祥林嫂が小説通りで過酷な運命に翻弄されるだけの女性として演じられていたら、大都市上海の女性たちをこれほど魅了することはなかったろう。どんなに重要な政治的意義を持った作品であっても、それだけで人を感動させることはできない。越劇『祥林嫂』のヒロインは魯迅の原作にはなかった性格をもち、それを演劇的感動に高めて見せることに成功したのだ。

魯迅の小説『祝福』⁽⁸⁾と越劇『祥林嫂』の台本を比較し、その相違点を指摘することで、「男が語る女の物語」を「女が語る女の物語」として生まれ変わらせる越劇の伝統について考察して

みたい。

1. 魯迅『祝福』について

『祝福』は辛亥革命前夜の紹興の田舎町を舞台にした、祥林嫂という女性の伝記である。夫である祥林に先立たれた彼女は、姑に再婚を強要されたために婚家を逃げ出し、魯鎮にある魯四旦那のお屋敷に奉公する。まじめで力惜しみしない彼女は重宝がられ、生き生きと働くが、姑に連れ戻されて山奥に住む賀老六に嫁がされる。祥林嫂は泣き叫び大暴れして嫌がったが、思いがけず再婚相手はやさしく、息子も生まれた。しばしの幸福の後、夫はあっけなく病死し、息子は狼に食い殺される。親戚に家を追われて行き場を失った彼女は、再びお屋敷に奉公にでる。二度も寡婦となった彼女を不浄だと嫌う魯四旦那は、下働きはよいが大事な祝福（年越しに行う幸運祈願の先祖祀りを紹興ではこう呼んだ）の準備には手を触れさせてはならぬと厳命する。

子供を失った不幸から立ち直れない祥林嫂は、もはや以前ほどきびきびと働けなくなっていた。「私がばかでした。ほんとに」と忘れられない自分の物語をみんなに繰り返し聞かせた。はじめは涙ながらに聞いていた者も、何度も聞くうちに飽きてしまい、彼女をからかうようになった。祝福の準備の夜、祥林嫂は同僚の柳媽から、再婚した女は地獄に落ちて閻魔様にのこぎりで二つに裂いて二人の夫に分け与えられるのだと聞かされ、ひどく怯える。彼女は柳媽の忠告に従い、贖罪のために土地廟に敷居を寄進することを決意し、必死で働き賃金をためて1年後に望みを果たす。だが本人の喜びに反して、周囲の冷たい態度は少しも変わらず、やはり祝福の準備には参加させてもらえない。気が衰え、すっかり木偶のようになってしまった彼女は、半年後にはひどく老けこみ暇を出された。

その後、乞食となった彼女は都会から里帰りしていたインテリの「私」（語り手）に、「人間が死んだ後も、魂はあるんでしょうか」「地獄もあるんでしょうか」「死んだ家族はまた顔をあわせるのでしょうか」と問いかける。満足な答えを得られないまま、彼女はその翌日に路傍で行き倒れて、果てる。

「祥林嫂の生涯は封建社会の様々な天災人禍の苦しみを嘗めつくしたようなもの」⁽⁹⁾ だといわれる。それは彼女の悲惨さが、2度も夫に先立たれ、狼に息子が食い殺されるという偶然の積み重ねによるものではなく、「礼教（儒教）が祥林嫂を食い物にした」からである⁽¹⁰⁾。当時の紹興の旧弊な婚姻制度の害悪のほとんどが彼女の身の上に集約されているのだ。

小説では祥林嫂の不幸はどのように作りあげられているのだろうか。またそのように悲惨な運命の女性を、魯迅はいかなるスタンスで描いているのだろうか。

(1) 祥林嫂の不幸の原因

祥林嫂に悲惨な運命を強いる原因として、彼女が「童養媳」であること、「再婚」したこと、二度も「寡婦」となったことを挙げなければならない。

① 童養媳（トンヤンシー）

童養媳とは女性が一家の労働力であり、女性のもつ後継ぎを産む機能のみが重視された時代を

端的示す風習である。「媳」とは嫁のことで、将来息子の嫁にすることを前提に幼女（7歳から10歳前後）を安値で買い取って養育すること、またはその幼女をいう。童養媳の値段は1928年で成人女性の10分の1程度といわれ、これによって貧しい家では成人した女性をめとるのに必要な結納金の負担を免れることができた。また男の家では将来の後継ぎを産む人間を確保しつつ、当面の子守や農作業などの労働力として活用することができたのである。⁽¹¹⁾

「嫁御二十に婿どのは十、寝るときゃベッドに抱き上げる。夫といっても小さすぎ、息子と呼んでも母じゃない。婿どの大人になるときは嫁御はすでに年をとり、花の咲くときゃ葉はしぼむ」という民謡はこの習俗の過酷さを伝えている。⁽¹²⁾ 牛馬の如く働き、犬豚に劣るものを食ひ、舅姑にいびられて身体を壊し、飢えや寒さで命を危険にさらし、ようやく幼い夫の成人するころには、年齢差や老けた容貌が原因で嫌われたり棄てられたりする事もあった。夫を亡くした時、彼女は26、7歳。夫は10歳年下だということから15、6才。姑もまだ30歳をでたばかりで、夫よりも姑に年齢が近かったのである。

童養媳の養家は彼女の実家よりもいくらかゆとりのあるのが普通だった。彼女の婚家は柴刈りをなりわいにする貧しさだが、彼女の実家はそれよりももっと貧しかったに違いない。祥林嫂は極貧の家に生まれ、童養媳としてつらい幼児期を過ごした。結婚したとはいうものの、おそらく性的な喜びどころか夫婦らしい生活も経験せず、生まれてからずっと働き通しで寡婦となった女性なのである。

② 再婚

童養媳の夫が若死にした場合、彼女をどう始末するかは養家の権限に属した。年ごろの弟がいればこれに添わすこともあったし、他家の嫁として売ることもできた。だから、姑が逃げ出した祥林嫂を探し出し、山奥に転売してその金で二男の嫁をとろうとしたことも当時としては特別悪辣なことではなかったのである。⁽¹³⁾

本文中、祥林嫂がむりやり再婚させられたことについて、四孀が「なんてひどい姑だこと」と同情し、衛ばあさんが「あら、奥様。そりゃ御大家の奥様だから、そうおっしゃいますが、わたしら山里の、貧乏人にとっちゃ、なんでもありゃしません」と答えるシーンがある。

夫に先立たれた妻が再婚せず一生貞節を守ることを「節」といい、夫の死に殉死したり、みずから死をもって貞節を守ろうとすることを「烈」という。女性の再婚は、漢唐および北宋のころまでは、それほど不祥のこととは考えられなかったが、南宋時代になり朱子学が広まるにつれて再婚を失節の行為として賤しめ、後家を立てとおした女を節婦烈女として称賛するようになった。

澤田によると、「明清時代は朱子学が国家のすべての規範とされたため、寡婦を見る世間の眼は、後世になるほど厳しいものとなり、ついには外的な家族制度・婚姻制度・社会道徳（礼教思想）によって半強制的な力で寡婦がつくり出されるに至る。本人の自由意思によるのではなく、周囲からの圧力で貞節を守るべく余儀なくされる。節婦烈女を出したという一門の名誉を買うために家族に迫られて自殺させられる女も少なくなかった」という。⁽¹⁴⁾ 女性の節烈を表彰する風習は、中華民国になってからも続いていた。

だが貧乏人にとって再婚は生きるための手段であり、特別なことではなかった。そのため祥林

嫂が二度目の結婚に抵抗し、祭壇に頭をぶつけて死のうとまでしたことは「さすが読書人のお屋敷に奉公していた者はちがう」とみなが感心し、称賛する出来事となった。

また、米を洗いに出た祥林嫂が川辺にしゃがもうとしたとたん、飛び出してきた男たちに船の中に引きずりこまれてさらわれる様子は、紹興地方にあった「嫁さらい」の風習を想起させる。中国で正式な結婚とされるにはきちんと仲人を立て、「父母の言と媒酌の言」に従って執り行われなければならない。これを「明媒正娶」という。だがこれにはたいへんな費用がかかる。貧乏人はその負担に耐えられないために「嫁さらい」の習俗が行われたのである⁽¹⁵⁾。このシーンは祥林嫂の不幸が貧困に起因するものであるという印象を読者に強く伝える。

③ 寡婦

中国社会における寡婦とは、亡夫への守節強いられるばかりでなく、世間から「冷たくあしらわれ、嘲られ、馬鹿にされて、いわば二重の凌辱に耐え」ねばならず、なおかつ「不吉の象徴と見なされ」忌み嫌われる存在であった。⁽¹⁶⁾

澤田によると、「再醮者(寡婦の再婚者)が不祥とされるのは、単なる社会的見地からではなかった。彼女の背後には影のように亡夫の靈魂がまといついて離れないという民俗的な恐怖の感情があるからだ」という⁽¹⁷⁾。祥林嫂も自分がそのような眼で世間から見られていることは知っているはずだ。だからこそ「土地廟に敷居を寄進して罪滅ぼしをするべきだ」という柳媽の言葉を聞いた彼女は、翌朝には「目のまわりに大きな隈ができていた」ほどに、悩み苦しむのである。

ところで祥林嫂という名前は「祥林の嫁さん」という意味である。「祥林」は最初の夫の名で、「吉祥林の如し」を想起させるめでたいものだ。だが彼女自身は自分固有の名前をもたない、無名の人なのである。再婚後も、賀老六に死なれて再び奉公にでてからも、みなから祥林嫂とよばれる。丸尾は「そのさりげない呼び名に無名の者がもつ孤独と悲哀を感じる。それが祥林というめでたい名前であるだけに、いっそう無残である」という⁽¹⁸⁾。この作品の題名が「祝福」であることも、作品世界の悲惨さをより浮かび上がらせている。

(2) 語り手「私」

この作品は、魯鎮に帰省した「私」という人物が語り手となっている。彼は乞食となった祥林嫂に直面し、いくつかの質問をうける。そののち彼女の死が伝えられると、「私」は回想の中で彼女について語り始める。彼女の悲惨な人生について語り終えた「私」は、年越しを迎える「祝福」のめでたい空気に身をゆだねる。

この構成をとることで、読者は祥林嫂に深く同情し、「半封建半植民地社会の女性労働者はこのようなおとしめられた地位に置かれており、祥林嫂こそがこのような女性の典型的人物」⁽¹⁹⁾であると考えられるだろう。彼女は中国民衆の悲劇的典型なのである。

では、「私」についてはどうか。小説では祥林嫂が彼と出会ったときに、こう語りかけている。「ちょうどよかった。あなたは学問をした方だし、外(よそ)にも出て、たくさんのことをしていなさる。それで聞いてみたいとおもっていたところでした」。彼女は「私」を伝統的読書人であり、なおかつ近代的知識人だと考え、教えを乞うているのだ。この言葉には「旧暦の社会」から「新暦の社会」への期待がこめられ、救済への願いが込められている。だからこそ、「我」

はこの期待になんとか答えねばならないと思い、彼女が期待しているであろう答えを口にしようとする。⁽²⁰⁾

だが彼女の問いは「死後に靈魂はあるのか」である。それに対して「私」は「あるかも知れないが、……ないかもしれない。……私にはどうとも言えない」と答えるしかなかった。死の近い人にさらなる苦しみを与えることはない、彼女の望む答えを返してやろうとした結果、彼は「自分もまた一人の愚者にほかならぬ」ことを悟る。自分の無責任な答え方に不安を覚え、不吉な予感に取りつかれた「私」は、翌日彼女の死を聞かされる。死の理由を「行倒れ」と聞いた彼の心はしだいに軽くなり、「生きるすべなき者が、その死によって、目をそむける者たちの視界から消え去るのは、お互いのために、決して悪いことではあるまい」としだいに心が晴れていく。そして「私」は年越しの幸運祈願の霧囲気の中で、祥林嫂の悲劇による不安を忘れ、けだるい伸びやかさに身を任せるのである。

このときの「私」は、まさしく旧秩序の「共犯者」である。そのため、この「私」に「伝統的な儒教社会に対する魯迅自身の無力感と絶望」⁽²¹⁾を読み取ることもできる。だが筆者は、無自覚な「共犯者」もまた、作者魯迅の影だと理解する代田の読みに賛成する。そこには祥林嫂の悲劇のような圧倒的な暗黒の構造に直面した、知識人の無力感がそこに表れている。極端に言えば、墮落へのいぎないの萌芽が、ここに兆している。それを代田は「現実の作者の言動は、暗黒に対し暗黒と一緒に格闘するような姿勢、「絶望への反抗」というあり方であったことはちがいない。だがその自己内部に、自分に対する深い懐疑が生じていた」というのだ⁽²²⁾。

いずれにせよ小説では彼はただの語り手ではない。祥林嫂の物語を語ることによって旧時代と新時代の過渡期で自己存在について悩む知識人は、この作品のもう一人の主人公なのである。

2. 越劇『祥林嫂』について

「魯迅という人のことは知らないが、祥林嫂のような女性なら私はよく知っている。私の祖母にも母にも祥林嫂の影があった。だから私は彼女に同情し、演りたいと思ったのだ」⁽²³⁾

この言葉は祥林嫂に対する袁雪芬のスタンスをよく表現している。袁雪芬は自分を知識人である「私」の位置に置かない。彼女が望むのは、どうすれば祥林嫂の魂を救い癒すことができるのか、である。

袁雪芬は祥林嫂の言葉に耳を傾けてその感情に共感し、その人生を深く理解しようとした。たとえ男性知識人の目には塵芥のような人生に見えようとも、祥林嫂にとってかけがえのない、大事な人生なのだ。そこに存在したであろう輝きの瞬間を掬いあげ、女性の立場から彼女の人生を語りなおそうとしたのである。

その結果、越劇の祥林嫂は小説にはない三つの特徴が付与された。第一に彼女が「恋愛の喜びを知った女性である」こと、第二に彼女が「不幸から脱却しようと行動した女性である」こと、⁽²⁴⁾第三に彼女が「自分の言葉をもつ女性である」ことである。

(1) 恋愛シーン

いつの時代も恋愛は芝居にとって重要な要素である。小説『祝福』の越劇化を前に、このまま

では悲惨すぎて観客の好みに合致しないと考えた袁雪芬は、台本に恋愛のエピソードを織り込もうとした。当然、彼女は当時の女性にとってもっとも魅力的な恋愛を考えたはずである。ここで46年の初演版と78年度版の恋愛シーンを比較し、その違いをみてみよう。

① 46年の初演（編劇・改編・演出：南薇）『重逢』

祥林嫂は魯府の作男の娘という設定で、幼馴染の阿牛ぼっちゃまを相手に身分違いの悲恋が描かれた。以下に二人が数年ぶりに再会する『重逢』のシーンを一部紹介する⁽²⁵⁾。

祥林嫂（歌）あなたと私では住む世界がちがいます。坊ちゃまと一緒になるなんて夢のまた夢。しかも私はすでに祥林と婚約を済ませた身の上、そちらの約束も破らねばなりません。

牛坊ちゃま なんだって、婚約したというの？

祥林嫂（うなづく）

牛坊ちゃま 祥林とはいったい何者なんだ？

祥林嫂 お屋敷の長期雇いの下働きです。

牛坊ちゃま それなら平気だ。人をやって話をつけよう。祥林が婚約破棄を飲んでくれさえすれば、後はこちらで片付ける。田畑が欲しければ田畑を、金銀がほしければ金銀をくれてやる。もしそれでもうんと言わないならば、彼にはほかの美人で賢い嫁さんをもらってやるさ。

祥林嫂 坊ちゃまが必ず私と結婚すると言ってくださっても、きっとご両親がお許しになりません。二人が言い交わしたのは、虎の絵もちゃんと描けない子供のころのこと。坊ちゃま、よく考え直してください。

牛坊ちゃま 考え直せだなんて、何を言うの。僕が聞きたいのは君と君のお母さんが喜んでくれるかどうかだよ。

祥林嫂 貧乏人が玉の輿に乗るんですもの、母が喜ばないはずがありません。

牛坊ちゃま では、君は？

祥林嫂 私の気持ち？

牛坊ちゃま どうなの？

祥林嫂 私の気持ち？

牛坊ちゃま どうなの？

祥林嫂 私はもちろん……

牛坊ちゃま（驚いて）え？

祥林嫂（歌）もちろん喜んでお受けします。

[牛坊ちゃまが祥林嫂を抱きしめてキスしようとする]

[祥林嫂がそれを拒む]

[衛のおかみさんが登場する]

祥林嫂（歌）昔はいつもここで遊んでいた。小さな二人はなんの疑いもなく結婚を誓った。こんな風に言ったっけ。お嫁においでよ、僕の所に。一生決して別れはしない。石橋で天地に愛を誓い、欄干のそばで心を寄せた。いま二人とも大人になり、私は

すでに祥林に嫁いでしまった。もし坊ちやまがこのことを知ったなら、きっと心変わりをしたと責めるでしょう。

愛する「白馬の王子様」から求愛をうけながらも、身分違いの恋が成就するのは難しい。当時の女性観客たちは、貧しい娘の悲恋に、紅涙を絞ったのであろう。

② 78年度版「第7場」(『洞房』の場)

56年、魯迅逝去20周年の記念公演(編劇：呉琛、庄志、袁雪芬、張桂鳳。演出：呉琛)からは再婚相手の賀老六との夫婦愛に力点が置かれ、以後の作品ではそれが定番となっている。ここでは78年度版の劇本を用いて紹介する。

祥林嫂は祭壇に頭を打ち付けて自殺を図るほど嫌がっていた再婚相手と、どのような経緯で仲よくなってしまったのだろうか。原作の小説には柳媽の問いかけに「あの人の力がどれほどすごいのか、あんたにはわからないのよ」と答えるシーンがある。これではまるで力づくで肉体的関係を強いられたかのようだ。だが越劇の舞台ではこのせりふを鍵にして、逆に賀老六が魅力的な男性だったことを見せ、祥林嫂の人生の輝く一ページを作り上げているのである。

婚礼の宴が終り失神から目覚めた祥林嫂は、賀老六にむかって「強盗!私を家に帰して」と叫ぶ。思いがけない新婦の怒りを前に、新郎はこの結婚にかけていた自分の気持ちを切々と歌う。

幼くして両親を亡くし、兄夫婦に育てられた。貧しくて耕すべき土地もなく、山で猟をするしかなかった。男は30歳を過ぎたら自分の家庭をもつことだけを夢見て、猟師業に励んできた。だがこんな山奥に来てくれる若い女の子はなかなかいない。そんなとき、祥林嫂の噂を聞いた。働き者で気立てが優しい、みんながいい女だとほめている。後家になったが貧しくて食べていけず、本人も再婚を望んでいるという。彼女を嫁にもらうため80貫の支度金を求められ、雨の日も雪の日も必死で山を駆け回って金を貯めた。ようやく半分貯めて、残りは借金でまかなった。これで念願の家庭がもてる。この日をずっとたのしみにしていたのに、まさか夫婦になることを拒まれて、借金だけが残った上に強盗呼ばわりされるだなんて……

その歌を聞いた祥林嫂は、結婚は金持ちにとっては普通のことだが、貧乏人にとってはなんとやっかいなことなのか、と自分のために借金をした彼に同情する。また姑がその金をすでに義弟の結婚に使ってしまったと知ると、もはや帰る場所もないわが運命の酷さに泣き崩れる。これに続くシーンが秀逸である。

賀老六 泣かないで、きっとあなたを大事にするから。

[二人は黙りこんでその場に座っている。祥林嫂は悲しくなり、またおもわず泣きだすと、傷が痛み、喉の渇きを感じる。賀老六はその様子を見て、一杯茶をいれ、近寄る。]

賀老六 泣かないで、……貧乏人は身体がだいじなんだから。(茶を彼女に渡す)

[祥林嫂はその誠実なことばに少し感動するが、茶を受け取っていいものやら悪いものやら決めかねている。]

[賀老六はやむなく湯呑を彼女のそばに置くと、そばを離れた。]

祥林嫂 (湯呑を取り上げ一口飲んで) 借金はどうやって返すつもりなの?

賀老六 そんなものはなんでもないさ、辛いことを嫌がりさえしなければ、借金なんて返せるよ。
力だけはたっぷりあるからね！

〔祥林嫂は茶を飲みながら、彼を見つめる。〕

（幕裏の合唱）祥林嫂は賀老六を見た、心根のやさしい素敵な人だ。

二人で一生懸命働けば、きっと夫婦で苦楽を分かち合えるに違いない。

ここで重要なのは、賀老六がまだ見ぬ祥林嫂に恋をしていたということである。幼いころから労働力や子生みの道具としてしか扱われたことのなかった祥林嫂が、この時はじめて人格をもつ大人の女性として男性に求められたのだ。しかも彼は前向きで、力強く、男らしい。この好ましい男性に自分の将来をあずけてみようと、彼女は勇気をもって一步を踏み出した。それから二人はいつも並んで歩き、重い荷物は分け持って、2年後に息子の阿毛が生まれるのである⁽²⁶⁾。

魯迅の小説とは違い、越劇の祥林嫂にはきらめく恋の一瞬があった。その一瞬は男性と心を通わせる愛情の日々へと繋がっているのである。観客達はその幸福感に女性の人生としての救いを見たのではないだろうか。

(2) 苦しむ祥林嫂「第11場」(『千悔恨、万悔恨』の場)

祥林嫂をさらなる不幸に陥れたのは、再婚した女は地獄に落ちて閻魔様にのこぎりで二つに裂かれるという柳媽の言葉だった。小説では「その時はだまっていたが、ずいぶん悩み苦しんだと見え、彼女が翌朝起きてきたときは、目のまわりに大きな隈ができていた」と客観的事実だけが述べられている。だが、一晩で目の周りに大きな隈を作らせた祥林嫂の後悔や恐怖や苦悩を、袁雪芬は次のように詳細に演じた。

祥林嫂（歌）千回恨み万回悔やんでも悔やみきれない、どうしてあの時一度で死ねなかったのか。今になって二度目の夫が死んだことを、大きな罪とされてしまった。みな私が不吉な運命の持ち主、夫を克する不浄な星の持ち主だという。頭をあげることもできず、下を向いて自分を恨む。旦那様奥様は私を嫌い、目に入ったごみのように扱われる。祀りごとの準備はさせてもらえず、ニワトリを捌くことも許されない。さっきの柳媽の言葉では、私の罪はそんなにも深かったのか。私にこの世で極楽への道はなく、あの世で地獄の門をくぐるのだ。そのうえ二人の夫が冥土で私を待っており、閻魔さまが私をのこぎりで二つにちょんぎるのだ。

ふと見ると、机の上には死後の因果応報を描く『玉歴宝篋勸世文』が置かれている。それを取り上げた彼女はそこに描かれた絵に息をのむ。暗く陰気な地獄で牙をむいた鬼が、鉄の鎖で女性を殴りつけている。きっと彼女も生前に大罪を犯し、閻魔様の前で罰を受けているのだ。恐怖に怯えた祥林嫂は自分の影を鬼と見間違え、部屋中をあちこち逃げ回る。しばらくしてようやく正気を取りもどすと、敷居の寄進を決意する。

祥林嫂（歌）やっぱり土地廟に行って敷居を寄進して、私の身代わりに千人に踏んでもらい、万人にまたいでもらおう。それで私のこの世の大罪をつぐなうのだ。

敷居を寄進すれば自分の罪はつぐなえる。そう信じる彼女にほかの選択はなかった。だが同時に、自分がなぜそのように重い罪を背負わねばならないのだという思いにかられたことだろう。袁雪芬は上記の歌を歌う祥林嫂を「これは封建礼教と迷信にさいなまれた魂の呻吟であり、蜘蛛の糸に絡めとられてもがく孤独な人であり、自分の運命のために必死に最後のあがきをする哀れな人である」⁽²⁷⁾と評している。この場面は袁雪芬の祥林嫂の苦悩への深い理解と共感から生まれている。

(3) 自分を語る祥林嫂「第14場」(『問蒼天』の場)

小説では祥林嫂が自身について語る箇所が3度ある。それらはすべて「私はばかでした。ほんとに」ではじまり、息子を狼に食われた悲劇を語るものである。自分の不幸な過去の話に他人が真剣に耳を傾け、同情してくれるという経験は、彼女にカタルシスを与える。だが繰り返すうちに、聞く人間の態度は冷たく変化する。その様子を魯迅は「自分の悲しみが人びとによって、幾日もかけてしゃぶられ、とっくにかすだけとなり、あきられ、吐き捨てられるばかりになっている」と書いた。そして彼女は「人びとの笑い顔の冷たく刺のあるのを見て、もはや口を開く必要のなくなったことを」悟り、その後はもう語ることを許されなくなる。

だが越劇はその後の祥林嫂に言葉を与えた。最後の場面で祥林嫂に自分の人生がどれほど残酷なものだったか、またなぜ自分がそのような苦しみに合わねばならないのかについて、おもいのたけを歌わせるのである。

「11歳で嫁に買われたとき、祥林はまだゆりかごで寝ていた。嫁であり姉である辛い10数年。夫に死なれ、姑は私を山奥に転売した。思いがけず、再婚した老六が私にやさしくしてくれ、翌年阿毛が生まれた。阿毛、阿毛。私はなんてばかだったのだろう。春になっても狼が山を下りてくることがあるなんて知らなかった。老六、どうぞ私を責めないで。老六がチフスで死んでしまった阿毛も狼に食われてしまった私には頼るべきものが何もない。住んでいた家まで親戚にとられてしまった。仕方なく私は魯さんのお屋敷にもう一度奉公に出た。何とか飢えずに暮らしていこうと思ったのだ。だが、みなは二度も未亡人になるなんて、お前の罪が重いからだと言った。ご主人は私のことを毛嫌いした。私は自分の罪をつぐなうために、お寺に敷居を寄進した。私の一年間の給料をすべて捧げて。これで自分の罪はすっかり消えたと思ったのに。それなのになぜ、私の罪は少しも軽くないの?!」

祥林嫂 言いに行かなくては……何としても言わなければ……(数歩歩いて立ち止まり) いったいどこへ?……どこへ言いにいけばいいのろう!……ああ、神様!」

(歌) 私は顔を上げ、天に問うしかない。

(幕裏の合唱) 顔を上げ、天に問う

祥林嫂 魂は本当にあるのですか、本当に?

(幕裏の合唱) だが、天は答えてくれない。

祥林嫂 今度は頭を下げて、人々に問うてみる……。教えてください、地獄は本当にあるのですか?……死んだ家族はまた顔をあわせるのでしょうか?……教えてください……どうぞ教えて」

(幕裏の合唱) だが、誰も答えてはくれない……半信半疑のうちに意識が遠ざかり、夢を見ているように人間の世界から離れていく。

〔祥林嫂はだんだん身体を支え切れなくなり、雪が舞う中でくずれおちる。〕

「死んでも魂はあるのか」という難問をまず天に問い、次に人に問い、いずれからも答えを得られずに息絶えるという祥林嫂の最後は意味深い。けっきょく、新時代のインテリも彼女の難題を解決してはくれないのだ。それならば自分の人生は自分で納得するしかない。そのために最も必要なのは、自分の問題を語り、自分の人生を総括できるだけの言葉である。ほかのだれかに語ってもらうのではなく、自分自身が語る言葉をもつことが必要なのだ。

戯曲では女性が自分の生涯をふり返り、詠嘆する歌の場面はめずらしくない。その方法に従えば、祥林嫂が最後に自分の人生について歌うのは自然な流れだった。だが話劇を学んだ袁雪芬は、この場面に伝統の型以上の意味をこめたのではないか。

差別された女性に自分の物語を語る言葉を与えたこと。それこそが越劇改革の女性解放運動としての側面がこの作品に果たした最大の功績なのかもしれない。

終りに

学生時代、筆者は祥林嫂という女性が苦手だった。彼女の最期が恐ろしいのだ。人はたとえどんなに不幸な一生でも、死ぬ時くらい自分の人生を肯定したいものではないのか。死んでしまえば他人から不吉と罵られようがごみ扱いはれようが、知ったことではない。だが意識を失うその瞬間まで地獄の幻影にさいなまれるとしたら、それはどんなに恐ろしいだろう。最後くらい微笑んで死なせてほしいのに。魯迅というのは、なんて意地悪な作家だろう。……20歳の筆者はこう思ったのだ。

56年北京制作の映画『祝福』（編劇・夏衍、演出・桑弧）は原作に忠実に作られているが、最後にナレーションが入る。「こうして勤勉で善良な女は倒れ、死んだ。40年も昔のこと。過ぎし日の不幸な時代で、もはや過去のことである。再び繰り返されることはない」。だが、いくら過去のことだと言われても、画面の祥林嫂は救われぬ。あの世に旅立つに際して、回顧すべき美しい思い出のひとつも、彼女はもたなかったのだろうか。私の疑問に答えてくれた女性がいた。それが袁雪芬であり、越劇の『祥林嫂』なのである。

宝塚と越劇の差異にもどろろ。同じ女性演劇とはいえ、前者は「清く正しく美しく」をモットーとし、今も劇団員は結婚とともに退団を強制される。女性の人生の最終目標を、男性の伴侶として生きることにおいている。だが、後者はその出発点において女性が一個の独立した人間としていかに生きるべきかという深刻な問題と対峙し、その伝統は現在も廃れていない。⁽²⁸⁾ 21世紀を迎え、男女の関係、家族関係が急激に変化する中国社会において、越劇は今後も女性の味方であり続けるであろう。

注

(1) 細井尚子「越劇と宝塚歌劇」(愛知大学現代中国学会 中国21) VOL.20 2004年

- (2) 越劇史については、杉山太郎『中国の芝居の見方』（好文出版社 2004 年）。佐治俊彦『かくも美しく、かくもけなげな——「中国のタカラヅカ」越劇百年の夢』（草の根出版会 2006 年）中山文『袁雪芬と上海越劇——家と女をめぐる』、『ジェンダーからみた中国の家と女』（関西中国女性史研究会 東方書店 2004 年を参照）。
- (3) 拙論「姚水娟と樊迪民の越劇改良運動—『姚水娟専集』と『越謳』から—」（『神戸学院大学人文学部紀要』25 号 2005 年）。
- (4) (2) の杉山太郎書「越劇を見るということ 3」26 頁。
- (5) 越劇を共産党という「父」の娘になぞらえる考え方は、同 (2) の拙論を参照。
- (6) 「 」内は同 (2) の杉山のことば。
- (7) 50 年代越劇のヒロインの恋愛相手についての考察は同 (2) の拙論を参照。
- (8) 拙論のテキストは『魯迅全集』第二巻（人民文学出版社、1981 年）所収の『祝福』を用い、翻訳には『魯迅全集 2 呐喊・彷徨』丸山昇訳 学習研究社 1984 年を参照した。
- (9) 裘士雄・黄中海・張観達著、木山秀雄訳『魯迅の紹興』岩波書店 1990 年 46 頁。
- (10) 同 (9) 書同頁。
- (11) 『中国女性史入門』人文書院 2005 年 30 頁。
- (12) 丸尾常喜『魯迅「人」「鬼」の葛藤』岩波書店 1993 年 219 頁。以下童養媳の説明については同書を参照した。
- (13) 同 (9) 書 48 頁。
- (14) 澤田瑞穂『中国の庶民文芸——歌謡、説唱、演劇』東方書店 1986 年 30 頁
- (15) 同 (9) 書 49-58 頁参照。
- (16) 今泉秀人「『祝福』試論——「語る」ことの意味」野草 70 中国文芸研究会 2002 年 「 」内は同 (9) の木山書の引用。
- (17) 同 (14) 書 35 頁。
- (18) 丸尾常喜「名づけの工夫」『魯迅全集 2 月報』学研 1984 年。
- (19) 欽文「關於『祝福』」『復印報刊資料 J31 魯迅研究』no.5 1980 年。
- (20) (16) 論文参照。
- (21) 李国棟『中国伝統小説と近代小説』白亭社 1999 年 56 頁。
- (22) 代田智明『魯迅を読み解く』東京大学出版会 2006 年 132-134 頁。
- (23) 袁雪芬「難以忘却的往事」『新中国地方戲劇改革紀事 上』中国文史出版社、2000 年、225 頁。
- (24) 同 (22) 書 117 頁。祥林嫂について注 (22) 書の代田は「人生への積極的で、意志的な構えと、現実のささやかな幸福や安定に対する素直な感受性」を肯定的に評価している。この祥林嫂像は越劇で描かれた彼女の姿に重なるといえるだろう。ここから越劇の祥林嫂像は決して突飛なものではなく、原作に極めて忠実に作られているといえるだろう。
- (25) 孫世基編『建国前女子越劇戲考』寧波市新聞出版局 2002。筆者は 46 年版の劇本を入手しておらず、同書にもこの部分しか掲載されていない。そのために「一部紹介」とした。
- (26) 拙論「祥林嫂の恋」翠書房『火鍋子』58 号 2003 年 2 月参照。
- (27) 『求索人生芸術的真諦—袁雪芬自述』上海辞書出版社 2002 年 238 頁。
- (28) 拙論「『天道正義』にみる越劇の伝統と女性像——2006 年中国越劇芸術節上演作品から」

女性史学 18 号 2008 年

Changes of Gender Roles in Television Commercials —A Comparison between Japanese and Thai Television Commercials—

Piya PONGSAPITAKSANTI

Kyoto University

E-mail: piyatom@yahoo.com

Advertising gender role stereotyping has been a prominent topic in literatures since the 1970s. Over the past decade gender stereotyping in television commercials has received particular attention. Most of the findings of gender role research indicate that advertisements are generally moving toward a slightly less stereotypical stance. However, research of gender roles in advertisements is plentiful in the United States. Understanding of sex-role portrayal in an international context is limited because there are so few studies. Since it seems that the trend of gender roles in Asia will also change to non-stereotypical gender roles, it has been difficult to confirm the use of advertising stereotypes in Asia. In addition, there has never been any comparative research concerning the change in gender roles in television commercials between Japan and Thailand. Therefore, this paper compares the change in gender roles in television commercials between both countries.

This comparative content analysis of sampling advertisements from the ACC Awards in Japan (1976, 1985, and 1995) and sampling of TACT Awards in Thailand (1976, 1979, 1980, 1981, 1983, 1984, 1985, and 1995) suggests a possible reversal of traditional patterns of literature. In fact, the proportion of working women in Japan is low and has not changed much (47.6% in 1980 to 48.4% in 2005). In Thailand, this proportion is comparatively high (75.3% in 1978 to 76.3% in 1990). However, this research result reveals that the number of working women appearing in Japanese advertisement has significantly increased from 3.6% in 1976 to 27.7% in 1995. Moreover, the appearance of working women has significantly increased from 0% to 41.2% in high-level business and from 0% to 58.8% in middle-level business. In contrast, the number of occupational appearances of women in Thai advertisements has not significantly changed over time (5.0% in 1976 to 10.0% in 1995). According to this result, it demonstrates that advertisements in both countries reflect an ideal image of gender roles, not roles in reality. In Japan, commercials reflect an ideal image of the working woman, while Thai commercials reflect an image of the housewife.

In summary, the analysis of this research result refutes the conclusion that advertising role portrayals are becoming relatively more reflective of current realities. Additionally, since there is no significant change of gender roles in Thai television commercials, this also contrasts with literature that suggests a stronger argument for decreasing stereotyping. This analysis also suggests that an understanding of background and situation of gender roles in each society is crucial to

interpret and analyze statistical results in this field. Moreover, this research proposes further longitudinal comparisons of the gender roles in television commercials among other Asian countries as well.

テレビ広告におけるジェンダーの役割の変容

— 日本とタイの比較から —

ポンサピタックサンティ, ピヤ
(京都大学)

1. はじめに

テレビ広告については、世界中で、ジェンダーの問題に関する内容分析研究が非常に多く行われてきた¹⁾。そして、テレビ広告に関する従来の研究では、ジェンダーは、広告メッセージにおけるマーケティング戦略開発においてきわめて重要な要素であり、文化の特色を考察するための重要な指標の1つであると考えられてきた (Darley and Smith 1995)。

まず、世界各国の広告におけるジェンダーの変容については、西欧で行われた研究の結果によれば、近年、テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写は減少しているように思われる (Wolin 2003)。例えば、先行研究の検討した結果、Milner and Higgs (2004) は、カナダの広告における伝統的なジェンダー役割が、徐々に揺らいでいることを明らかにした。Furnham & Skae (1997) は、イギリスのテレビ広告におけるステレオタイプの描写が、過去 25 年間で減少した部分があることを見出した。Bretl & Cantor (1988) は、アメリカのテレビ広告に現れるステレオタイプの描写は最近でも見られるものの、それは過去 15 年間でかなり減少していると結論づけした。Ferrante et al. (1988) もまた、15 年間の変化を検討し、同様の結論を出している。しかし一方で、Milner and Higgs (2004) によれば、オーストラリアのテレビ広告における女性の描写に、伝統的な役割のステレオタイプな描写が実際には増加していた。Lovdal (1989) や MacLin & Kolbe (1984) は、過去 10 年間に於いてステレオタイプの描写は減少していなかったことを示した。さらに、西欧社会以外の事例として、坂元他 (2003) によると、33 年間の日本のテレビ・コマーシャルにおける伝統的な性ステレオタイプな描写は、減少していなかった。このように、性ステレオタイプの描写の時代的变化については、研究の結果は一致していない。

そして、テレビ広告におけるジェンダー役割に関する先行研究 (延島 1998、坂元他 2003 など) によれば、テレビ広告におけるジェンダー描写に焦点をあてた内容分析研究は、男性と女性の間にはどのような差異が存在するのかを明らかにし、さらにそれらの差異が伝統的な性役割観に基づくものであることを指摘してきたという²⁾。

また、これまでの広告におけるジェンダーをめぐる先行研究には、いくつかの問題点が見られる。まず、これまでの先行研究の多く—とくに時代的变化を扱ったもの—は、西欧を中心に、西欧社会の広告におけるジェンダー研究がほとんどであり、アジア諸国を対象にしたものはまだまだ多くはない。そして、従来の広告におけるジェンダー研究においては、当該の社会のジェンダー構造が、広告に直接的に反映されているという観点でとらえるものが目立つ。しかし、この問題については伝統的なジェンダー役割の変容の存在についての指摘もなされつつある (Wolin

2003)。今後は時代とともに、現実のジェンダー構造の反映という単純な図式的見方を越える必要がもためられていると考える。さらに、これまでの研究においては対象とする広告は比較的短期間のもが多く、長期にわたってその変容を考察したものはあまり存在しない。相対的に長時間にわたる考察のなかで、現在変容しつつある広告におけるジェンダー・イメージを分析することが重要であると考えられる。

本研究は、以上のような観点から、日本とタイという二つのアジアの国における広告におけるジェンダー・イメージを、長期的な変化の視点を取り入れつつ、しかも「ジェンダー構造が広告に直接反映されている」という従来の観点を越えるべく、比較考察しようとするものである。ここで日本とタイを選択した理由は、筆者が日本で研究生生活を送っているタイ人であるということが第一の理由である。と同時に、日本とタイは、女性役割という点で、興味深い相違点があることも、両国を比較する上で意義深いことであると考えている。日本とタイは、自由主義をかかげるアジア諸国のなかで、女性の労働力率および女性の社会的地位という点で、相違点が多い二つの国だからである。具体的には、タイは、他のアジア諸国のなかでも女性の就業率が非常に高く、女性の経済生活活動への参加の機会も大きい。日本の女性の労働力率は、いまなおM字を描いているが、タイは、多くの欧米社会と同様に、逆U字型になっているのである。実際に、2005年のデータから見れば、タイの女性労働力率³⁾は66.3%であったが、日本では48.4%であった。

次に、両国の現実のジェンダーの役割の変容から見れば、日本では、女性労働力率と女性役職者の割合はわずかしこ増加していないと言えよう。現実の日本の女性労働率⁴⁾は、1980年から2005年にかけて47.6%から48.4%に少しだけ増加している。そして、国際比較の結果によると、70年代半ばから現在まで日本の女性労働力率の変化はあまりみられない(落合2005)。また、企業における係長職の割合は1980年の3.1%から2004年の11.0%に増え、課長は1.3%から5%に増加し、部長もわずかに1%から2.7%に増えている。

その一方、タイでは、女性労働力率と女性の地位は非常に高い。タイの女性労働率は1978年から1990年にかけて75.3%から76.3%にわずかに増加し、相変わらず高い。そして、2000年のUNDPに関する統計データは、タイ人の働く女性のうち21.6%が管理職につき、55%が専門家であることを示している。また、労働参加に関してはタイの女性が東南アジアの中でも、また、日本と比べても非常にはるか上の数値を示している(速水2003:250)。

こうした日本とタイのジェンダー役割の現実と女性の社会参加の動きとは、テレビ広告に、どのように反映しているのだろうか。また、これまでタイにおいて、テレビ広告におけるジェンダーの変容についての比較研究がまったく存在していないなかで、日本とタイを比較研究したという点も、本研究のもつ特色である。日本におけるテレビ広告とジェンダーを、他の国々のそれと比較検討した研究は、アメリカ、ロシア、マレーシア、韓国、台湾、など、すでにいくつか見いだしうる。しかし、本研究のように、日本の広告におけるジェンダーの変容を、タイのそれと比較したものは管見する限りほとんど存在しない。その意味で本研究はこれまでにない新しい発見をもたらすことができるのではないかと考えている。

本研究の目的は、日本とタイのテレビ広告におけるジェンダー役割の変容に関する類似点あるいは相違点を社会的に考察することである。その上で、これまでの広告におけるジェンダー役

割の変容に関する研究に再検討を加え、新たな知見を加えたいと考えている。

2. 調査方法

次に、本研究の調査方法について簡単にふれておく。研究にあたっては、1) 広告サンプルの収集と分析、2) 視聴者による測定の実験性の検証、という2点に主眼を調査した。以下、調査の具体的な内容について述べる。

1) 広告の内容分析

本研究では、日本とタイの広告におけるジェンダー役割の変容を分析するため、1976年、1985年、1995年に日本のACC賞、そして、1976年、1979年、1980年、1981年、1983年、1984年、1985年、1995年にタイのTACT賞を受賞したテレビ広告から分析した。その際、タイの1976年と1985年のデータは少ないため、日本のデータと比較するときに、期待度数に関する統計的な問題が生じる。この統計上の問題を解決するため、本研究では、1976年のデータに、1976年、1979年、1980年、1981年までの4年分のデータを追加することにした。そして、1985年のデータについても同様に、1983年から1985年までのデータを追加することとした。また、各国で同じサンプリングの期間に収集されたものを用い、広告はすべて、コード化し、SPSSを用いて分析した。

まず、各国のサンプルの詳細と収集方法を述べる。日本では、社団法人全日本シーエム放送連盟（略称ACC; All Japan Radio & Television Commercial Confederation）が1961年に設立した広告賞であり、「より豊かな物や心を提供するために、CMの質の向上を目指す」がテーマである。ラジオCM、テレビCM、地域ラジオCM、地域テレビCMの4部門からなっている。全日本シーエム協議会は、毎年、優れたテレビ・コマーシャルに対してACC賞を与えている。この協議会は、コマーシャルに関する、日本における5つの組織の連合体である（坂元他2003）。5つの組織とは、日本広告主協会（JAA）、日本広告業協会（JAAA）、日本広告代理店中央連盟（ABA）、日本コマーシャルフィルム制作者連盟（JAC）、日本民間放送連盟（NAB）である。この賞に関する審査委員会のメンバーは、これらの組織の代表者と有識者であり、その審査は、公正かつ偏りのないものと考えられ、その結果、この賞は、日本において最も権威ある賞とされている（野田1979）。ACC賞の審査基準について、CMは、日本の文化を映す鏡であり、また、近未来を覗き見る窓でもある。

そして、タイでは、1976年から2006年までの毎年、TACT賞（Top Advertising Contest of Thailand）が、優れた広告に対し与えられている。TACT賞とは、Thammasat大学の商学部、NIDA大学の経営学部、そして、Silpakorn大学のインテリア・デザイン学部という、タイ王国にある3つの大学の教員が主催者である、広告の賞である。また、タイ広告協会（Advertising Association of Thailand）も、この賞をサポートしている。TACT Awardは、30年間にわたって開催され、タイで一番歴史が長い広告賞である。審査者は、有名なマーケティング専門家と広告専門家に二つに分けられる。審査基準は、クリエイティビティやプロダクションなどの広告の基準だけでなく、マーケティングの基準も必要である。

これまで ACC 賞のデータを分析した研究はある。たとえば、坂元他（2003）は、1961 年から 1993 年までの 33 年間に ACC 賞を与えてきたコマーシャルを分析している。しかし、すべての広告の内容が、過去に実際に放映された CM ではなく、全日本シーエム協議会によって刊行されている「ACC CM 年鑑」の中で、文章と写真によって詳述されており、この本の記述に基づいて、広告の内容を分析したものである。このために、CM のナレーターの声など、実際の CM でしか確認できない事柄を分析してなかった。

本研究は、こうした年鑑を用いた広告の内容分析ではなく、日本の ACC 賞とタイの TACT 賞という、過去に実際に放映されたテレビ広告を分析した。その際、日本の ACC 賞については、国際日本文化研究センターの「テレビ・コマーシャル動画像データベース」を参照し、サンプルを見て分析した。また、タイでは、TACT 賞を開催した Thammasat 大学と Silpakorn 大学の教員からの協力を受けて、タイのサンプルを見て分析を行った。

調査者は、すべてのサンプルをコード化した上で、SPSS によって調査者自身が分析を行った⁴⁾。その際、データの分析したコードを SPSS のプログラムに入力し、両国のデータの関係を調べるため、クロス表を中心として分析結果を検討した。

次に、収集したデータを分析する視座について説明する。本研究では、広告におけるジェンダーに関する先行研究に基づき、1 つのサンプルを、合計で、以下の 6 項目にコード化して分析した。具体的には、ジェンダー役割について、各広告の主人公（コマーシャル内での発話が最も多く、スクリーン上で最も長時間登場している人物）のみをコード化した。そのうえで、広告における男女労働役割と関連のある以下の項目に焦点を当てることにした。①「ナレーターの声」（a. 男性、b. 女性、c. 男女両方・なし）、②「主人公のジェンダー」（a. 男性、b. 女性）、③「主人公の年齢層」（a. 0-18、b. 18-35、c. 35-50、d. 50～）、④「ジェンダーの労働役割」（a. 働く、b. 働かない）、⑤「職種」（a. 上級と中間管理職と専門家⁵⁾、b. 事務と販売と非専門家⁶⁾）、c. その他〔労働者・エンターテイナー・他〕そして、⑥「職業に従事する以外の役割」（a. 家族の役割⁷⁾、b. レクリエーション⁸⁾、c. 装飾的）である。調査者は、すべてのサンプルについてそれぞれの項目が a, b, c のどれに当てはまるかを選択した。

2) 視聴者による測定の信頼性の検証

次に、調査者によるそれぞれのテレビ広告の分類（a, b, c）の妥当性と信頼性を検証するため、一般の視聴者にも同様の分類をしてもらった。対象者としては、一般的な視聴者を代表させるため、日本とタイの様々な年齢と性別の視聴者を選択した。具体的には、20 代から 50 代の日本人男女 20 名とタイ人男女 20 名を選んだ⁹⁾。視聴してもらった広告サンプルは、日本とタイの広告サンプルから選んだ 10% である。なお、分類の際には、事前に調査者がそれぞれの分析項目の定義を説明し、調査者も同伴してテレビ広告について具体的な意見も聞き取った。この検証は 2006 年の 8 月から 12 月にかけて行い、それぞれの所要時間は、45～60 分であった。また、それぞれの項目（1～6）について、対象者が調査者と同じ選択肢（a, b, c）を選んだ数を数え、対象者の人数（20 名）で割り、100% に換算した。その結果、すべての 6 つの項目に関する調査者と、インタビュー調査の対象者とのコードの合致の割合は 80% 以上であり、測定データは、分析に充分耐えうるものであると判断することができた（ナレーターの声 [100%]、主人公のジェ

ンダー [100%]、主人公の年齢層 [90%]、ジェンダーの労働役割 [100%]、職種 [90%]、職業に従事する以外の役割 [90%])。

3. 分析結果

計 634 のサンプルの内容を分析した結果、日本の ACC 賞のサンプルは 495 あり、タイの TACT 賞のサンプルは 139 ある。各期間によって、日本では、1976 年は 145 (29.3%)、1985 年 166 (33.5%)、1995 年 184 (37.2%) である。タイでは、1976、79、80、81 年 49 (35.3%)、1983、84、85 年 52 (37.4%)、そして、1995 年 38 (27.3%) である。期間によって、両国のサンプルの数は、有意的差がない ($p > 0.05$)。つまり、それぞれの期間によって、両国のサンプルの数はほとんど同じ程度である。また、日本の広告には 84、タイの広告には 13 の主人公が登場していないコマーシャルが含まれていた。これらは分析の対象と見なさないため、最終サンプル数はそれぞれ 411 と 126 となる。一つの期間ごとの日本のコマーシャルは平均 165 でタイでは 46.3 だった。分析の結果について、それぞれの分析項目において、「性別」、「国」、そして、「時期」という三つの変数間の重要な関係はカイ二乗分析を用いて分析した。クロス分析によって、幾つかの点を以下に議論する。

第一に、各国のテレビ広告において、全体的に「性別」の関係について説明する。まず、主人公の年齢層に関して、日本のコマーシャルの中で、男女間に登場する主人公の年齢の割合の違いがある ($p < 0.05$) が、タイの広告では、こうした関係がない。つまり、日本のテレビ広告では、若い女性 (18 ~ 35 歳) が多く登場する (76.3%) が、男性の主人公は 35 ~ 50 歳の場合が多い (46.1%)。日本のテレビ広告の主人公には、タイより、若い女性が頻繁に起用されていることがわかる。そして、ナレーターの性別においても、日本のテレビ広告では、主人公の男女間で有意な差が見られるが、タイの広告では、このような関係が見られない。タイの広告では、主人公が男性になっても、女性になっても、男性のナレーターの割合は、女性のナレーターより、多く見られる (男性 94.4%、女性 85.2%)。

次に、ジェンダーの労働役割については、日本もタイも男女間で有意的に異なっている。つまり、両国とも、テレビ広告に登場する男性は、女性より、働く姿が多く見られる。日本では、働く男性の割合が 30.4% であるのに対して、働く女性の割合が 13.4% である。タイでは、それぞれ 38.9% と 7.4 である。また、職業に従事する以外の役割にも両国で違いがある。つまり、日本とタイの広告において、男性の主人公は「遊ぶ」姿がよく登場する (日本 56.3%、タイ 61.4%) が、女性の主人公は「家族」の場面に多く登場することが明らかとなった (日本 42.6%、タイ 50.0%)。両国ともに「男は仕事・遊ぶ」「女は家事・育児」という性役割観が広告の世界に反映されていることを示唆する結果といえるのではないか。しかし、職種については、両国の男女間には違いがない。各国の広告に登場する男性と女性の職種は同じ程度であることがわかった。

第二に、それぞれの性別によって、「両国」の関係に関して述べたいと思う。年齢層について、男性の場合でも女性の場合でも両国間に有意な違いがある。つまり、タイの広告では日本より若い男性 (18 ~ 35 歳) が多く見られる (タイ 50%、日本 36.4%) が、35 ~ 50 歳の男性の場合では、タイより、日本のテレビ広告の方がよく登場する (タイ 27.8%、日本 46.1%)。女性の主人公では、

日本の広告ではタイより若い女性（18～35歳）が非常に多く登場する傾向がある（タイ53.7%、日本76.3%）。そして、ナレーターの割合の側面から見れば、両国ともナレーターが男性である広告は女性である広告を大きく上回っているが、国の間には有意な関係が見られる。つまり、タイの広告（男性の主人公94.4%、女性の主人公85.2%）は、日本の広告（男性の主人公74.7%、女性の主人公49.0%）よりも、男性のナレーターの声が有意に多い。しかし、男性と女性の主人公においても、広告におけるジェンダーの労働役割、職種、そして、職業に従事する以外の役割の割合には、両国間に有意な差がない。つまり、実際の日本とタイにおけるジェンダーの労働の形態は大きく異なるにもかかわらず、両国のテレビ広告における役割、職種、そして、職業に従事する以外の役割の割合はほぼ同じ程度である。

第三に、各国のテレビ広告の中で、時期によって、それぞれの分析項目の変容について見てみよう。各国の広告においては、主人公の性別とナレーターの割合は、時期によって、有意的に異なっていない。つまり、テレビ広告に登場する男女の割合、そして、ナレーターの性別の割合は、時期によって、変わっていない。主人公の性別では、男性と女性の主人公の割合はほぼ同じである。また、ナレーターの割合では、時代が変わっても、両国の広告とも、男性のナレーターの割合は、女性のナレーターより、多く見られる傾向がある。しかし、年齢層については、日本とタイの広告においても有意な関係が見られる。つまり、両国とも、時期によって、テレビ広告に登場する子供（0～18歳）の割合は減少しているのに対して、50歳以上の主人公の割合は増加している傾向があることがわかった。

最後に、各国のテレビ広告におけるそれぞれの項目の中で、時期と性別の関係については、次のように述べる。まず、年齢層に関しては、期待度数を減らすため、「0～18歳・18～35歳」と「35～50歳・50歳以上」の二つに分ける。研究結果として、日本のテレビ広告に登場する女性の年齢層のみに有意な違いがある。つまり、時期によって、35歳以上の女性の割合は増加する傾向がある。また、各国の広告におけるジェンダー役割の変容の分析に関して言えば、日本のコマーシャルにおける働く女性の割合は時期によって変わっていることが明らかとなった。日本の広告における働く女性の割合は1976年から1995年まで3.6%から27.7%に有意に増加しているのに対して、タイは、時期によって、有意な関係が見られず、5.0%から10.0%に微増にとどまる。また、日本のテレビ広告における働く女性で「上級・中間管理職・専門家」の割合は、1976年から1995年に0.0%から41.2%に増加し、同じく「事務・販売・非専門家」の割合は、0.0%から58.8%に増加していることがわかった。しかし、両国のコマーシャルにおける働く男性の割合と職種の割合は時期によって変化が見られない。そして、職業に従事していない場合の役割についても、両国の広告において、時期によって、男女ともに、割合が変わらないことがわかった。

日本の広告における女性の役割の変容について具体的な例を挙げよう。1975年の日本の広告では働く女性が登場する広告は一本であったが、1985年では自らの意見を明確に主張する女性（OLや女性社員）の姿が多く現れた。女性の購買力が高まり、1985年に広告における女性向け商品が増加していた。例えば、女性用の車、女性向けのビールや飲料などである。さらに、1995年になると女性の社員だけでなく、女性の専門家の登場回数も増加している。一方、タイでは、1976年から1995年まで、テレビ広告に登場する女性は、家の背景で家事をしたり、子どもを面

倒したりする姿が多い。そして、このイメージは、時期によって、変わっていない。日本とは異なり、家の中で、若いお母さんが子どもの面倒を見たり、台所で料理を作ったり、赤ちゃんを抱いたりするシーンが多く見られる。たとえば、1976年にベビーパウダーのCMでは、家を背景にして若いお母さんが4歳くらいの娘と赤ちゃんの息子の面倒を見ている姿が現れる。また、1980年にインスタントラーメンの広告では、台所で中年のお母さんが子どもとラーメンを作る姿が見られる。さらに、1980と1990年代に、ローションや薬などの赤ちゃん向けの商品の広告では赤ちゃんをあたたかく抱いているお母さんのシーンが数多く現れる。以上の結果から、日本の広告では働く女性の立場が明確に変化しているが、タイの広告では同様の変化は見られないと考えられる。

4. 考察から導き出せるもの

以上の調査結果から、以下のような考察を導き出すことができると思われる。

1) テレビ広告とジェンダーの一般的傾向

一般的に、欧米のテレビ広告では、男性主人公と女性主人公の登場する割合はほぼ同じであるといわれている（延島 1998、Wolin 2003）。時期が変わっても、日本とタイにおける広告の主人公の男女比も欧米のそれとほとんど同じ割合で出現している。年齢層などに見られる男女差も、日本とタイ双方とも女性に関しては若い主人公（18～35歳）の割合が高かった。これは諸外国で行われてきた研究結果と一致する。日本もタイも広告で重視されているのはやはり若い女性なのである。次に、ナレーターの男女比についても、日本とタイの比較の結果、諸外国の先行研究とほぼ一致しており、時期によっても両国の広告において男性が女性を大きく上回っている。また、日本もタイもともに、職業に従事していない登場人物について、女性は家庭内の役割が多く、男性は、家庭外の役割に従事することが多いという点も、これまでの多くの広告とジェンダー研究と同様であった。

以上のように、日本とタイの広告におけるジェンダーの配置は、欧米のこれまでの広告におけるジェンダー研究の成果と、ほぼ一致している。

しかし、テレビ広告におけるジェンダー役割の変容については、先行研究とは異なる結果が見られた。先行研究の結果によれば、テレビ広告に見られる、性に関するステレオタイプな描写は、減少しているように思われる。これに対し、本研究の結果によれば、そうした先行研究の知見と一致する部分がある一方で、一致していない結果も確認された。具体的にいえば、日本の広告に関する結果によれば、1) 日本のテレビ広告に登場する働く女性の割合と、2) 「上級・中間管理職・専門家」と「事務・販売・非専門家」の姿で登場する働く女性の割合、3) 35歳以上の女性の割合が、それぞれ有意に増加している。しかし、両国の広告におけるナレーターの性別と、職業に従事していない役割の割合の変容は、見られない。つまり、時代が変わっても、男性のナレーターは女性のナレーターより多く、女性は、男性より、家庭内の役割が多く登場する傾向があるといえる。こうした傾向によれば、日本のテレビ広告におけるジェンダー役割は、変化の過渡期にあると考えられる。

さらに、分析結果で見てきたように、日本とタイの広告におけるジェンダーの役割の変容に関して、いくつかの類似点と相違点が明らかになった。以下、研究結果に基づきながら、両国の広告は女性の社会参加の動きをどのように反映しているのかを考察する。

2) 日本の広告における女性の役割：働く女性の傾向

すでに述べてきた、日本の女性労働力率と女性役職者の割合はわずかしこ増加していないといえよう。しかし、日本において、女性の実状が変化するとともに、男女平等意識が強調されている。実状については、高学歴の女性も増加し、近年では、女性の社会的勢力が強まっており、女性は、より重要な問題について意思決定できるようになっていると見られる。実際に「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府 2005）によると、男女とも伝統的な考え方に賛成している人々の比率が減少している。平成 4 年から平成 16 年にかけて「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成している女性と男性の割合は 55.6% と 65.7% から 41.3% と 49.8% に減っていた。一方、この考え方に反対している女性の割合は 38.3% から 53.8% に増え、男性の割合は 28.6% から 43.3% に増加していた。また、職業観について見てみると「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という考えをもっている割合は 46% から 37% に減少した。一方、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合は約 26.5% から 41.9% へと非常に増加している。

こうした世論や意識の変化が、日本の広告における働く女性の増加に反映されていると言えよう。さらに、こうした研究結果を、実際に働いていないが、「働きたい」か「働き続けたい」と思っている女性の割合を表す潜在的労働力率は支持している。日本の潜在的労働力率はすべての年齢にわたって非常に高い。また、ジェンダー役割の変容から見れば、現実とは異なり、日本の広告における働く女性の登場回数はきわめて増加し、働く女性の地位も向上している。このように、日本の広告は現実の女性労働率を反映するのではなく、男女平等意識が強調されているとともに人々の憧れている働く女性の姿を表すと考えられる。

3) タイの広告における女性の役割：主婦志向

タイにおける女性労働力率と女性の地位は非常に高い。国際的な相互比較においてしばしば「女性の地位」の指標に用いられる労働参加、教育機会と識字率、雇用、参政権などについて他の東南アジア諸国と比較すると、タイはトップといえる（速水 2003：250）。

しかし、役割意識から見ると、1992 年にバンコクで実施した調査（広木 2005）によれば、タイ社会では、「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という項目に関して、賛成している女性 70.5%、男性でも 68.5% という結果であり、バンコクの人々の認識には、「女性は主婦である」という意識が強いことがわかった。

この点に関連して、バンコク郊外におけるタウンハウス型分譲住宅の調査（橋本 2006）によれば、専業主婦世帯を理想の生き方だと答える世帯の割合は 60.0% であった。そして、調査の 20～30 歳の女性労働力を否定的主婦タイプと積極的主婦タイプに分類したうえで、タイ社会では、中間層出身で子育てに熱心な高学歴の働く母親である「積極的主婦」パターンが多く出現しつつあるとされる（橋本 2003：71）。

また、タイ社会は基本的に農業経済を中軸にしており、60パーセント以上が農業に関連する活動に従事している。しかし、本研究のタイの広告サンプルを分析した結果、農村の風景はめったに見られない。その一方で、バンコクや都市の風景が非常に多く登場するとともに、80年代と90年代のタイの広告では、都市のライフスタイルのなかで、商品を使う登場人物の姿が頻繁に見られる。農業や雑業で働いているタイの女性たちは、マーケティングや広告の概念によって、広告のスペースから周縁化されていると考えられる。

したがって、タイの広告は全国で実際に働く女性より、バンコクや都市で憧れている主婦のイメージを強調しているといえるのではないだろうか。さらに、橋本(2003:71)は、近年、タイ社会では、西欧文化や西欧の家族イメージを一部取り込みつつ「西欧家族にはないタイ的家族の良さ」がメディアにおいて強調され、言説としての「家族を守る妻／母親としての女性像」が重要視されているという印象を受けると述べている。この背景は、タイのメディアや広告産業はバンコク中心(Bangkok-centered)であるため、専業主婦志向が最も強いとされる都市中間層の価値観に由来していると考えられるのではないか。

このように、タイの広告における働く女性の登場回数が現実より低く、若干の増加が見られるだけであることに注目するならば、タイの広告において頻繁に見られる主婦の姿は、現実を反映するのではなく、タイ社会における主婦志向を反映するものだと考えられる。

4) ジェンダーにおける理想的な働き方のイメージを反映するものとしての広告

以上の考察から、日本の場合では、時代によっても女性労働力率と女性の地位に変化はあまり見られないが、日本のテレビ広告は日本社会の働く女性に対する認識の変化を反映している。一方、タイでは、現実の女性労働力率と女性の地位は高いにもかかわらず、タイのテレビ広告における働く女性の割合の変容は見られなく、専業主婦志向を反映している。つまり、日本の広告は「女性の見せたい自分」としての働く女性の姿を、一方タイの広告は、「女性の見せたい自分」としての主婦の姿を創造している。

したがって、両国のテレビ広告におけるジェンダー役割の変容は、ジェンダーに関する社会意識の変容とともに、ジェンダーの理想像を創造することを通じて、「理想的な働き方のイメージ」を間接的に反映しているのではないか。ここで、こうした本研究の結果は、従来の先行研究のように、広告におけるジェンダー・イメージを、「ジェンダー構造が広告に直接反映しているもの」ではなく、社会における理想的な働き方のイメージに基づくものであると考えられる点で、先行研究の視座を乗り越えるものであるといえるだろう。

5. おわりに

本研究の議論から、先行研究が主張してきたように、ジェンダー構造が広告に直接反映されているという通説とは異なる実態が明らかになった。なぜなら、両国の広告に現れる男女の働く割合の変容で見れば、広告は現実ではなく、理想のジェンダー役割を創造することを通じて、「理想的な働き方のイメージ」を間接的に反映しているといえるからである。

また、本研究の知見からすれば、分析結果をより深く解釈するためには、それぞれの社会にお

けるジェンダー役割の変化の多様なあり方やその文化的背景を理解することが必要だろう。とりわけ、今後、広告研究の領域においても、ジェンダー役割や家族という社会的な視座を十分に活用しながら、分析結果を考察する必要があるのではないだろうか。

最後に、本研究の限界について述べる。まず、両国のテレビで一般的に放送されていた過去の広告データを入手できなかったため、日本の ACC 賞とタイの TACT 賞を受けた広告が分析対象とされている。それゆえ、それが両国のテレビ広告を代表しているかどうかという問題が生じる。今後、こうした問題を解決するため、一般的に放送されている CM の収集と分析の継続が必要であることは言うまでもない。また、ジェンダー役割の全体像をより詳細に考察するために、両国の雑誌、インターネットなど他のメディアにおけるジェンダー役割の研究も必要であろう。そして、テレビ広告における、「性に関するステレオタイプな描写が減少している」という議論に関しては、さらなる研究が必要である。さらに、アジアの広告におけるジェンダー役割の変容の方向を調べるため、今まで比較したことがない他のアジア諸国との比較研究が、今後の重要な課題となるであろう。

- 1) 広告におけるジェンダー役割の分野では、研究対象としてテレビ広告研究が少なく、76.9%のプリント・メディア（雑誌、新聞など）と比べて、テレビ・コマーシャルは15.4%だけ選定される（Wolin 2003）。したがって、テレビ広告を分析するのは必要であろう。
- 2) たとえば、画面に登場する主人公の男女の割合はほぼ同じであるが、ナレーターは男性の方が多い。そして、女性については若い人物だけが広告に登場するが、男性についてはすべての年齢の人物が登場することも示されてきた。また、広告の中で演じられる役柄や職業については、女性は主婦や母親など家庭内の仕事に従事していることが多いのに対して、男性は労働者や商品紹介者などの役柄で登場することが多いことが指摘されている。
- 3) 本研究が使用する男女の労働役割に関するすべてのデータは、国際労働機関 ILO, LABORSTA, Labor statistics Database より入手したものである。<http://laborsta.ilo.org/>
- 4) 他の視聴者の考え方を理解するため、コード化する前に、10%のデータを選び、日本人とタイ人2名と一緒にプリーコード化を行った。その際、分析の仕方の妥当性について意見交換をし、その上で、調査者自身がすべてのデータを分析した。あいまいな箇所や分かりにくい部分があれば、そのサンプルを再分析し、平均的に、4～5回見て、再分析した。
- 5) 経営者、役員、部長、課長、店長、技術者、教員、弁護士など。
- 6) 総務、経理、企画、営業事務、小売店主、店員、外交員など。
- 7) 料理、掃除、育児、家族設定でリラクセス、美容。
- 8) 食事、睡眠、読書、テレビ。
- 9) 視聴者の属性については、両国ともに、男性10名と女性10名であり、そしてそれぞれの性別の中の年齢層の対象者は、20代で3名、30代で3名、40代で2名、50代で2名である。

参考文献

Bretl, D. J., and J. Cantor. "The portrayal of men and women in U. S. television commercials." *Sex Roles*,

- (18) 1988, pp. 595-609.
- Darley, W.K., and R.E. Smith. "Gender Differences in Information Processing Strategies." *Journal of Advertising*, (24, 1), 1995, pp. 41-56.
- Ferrante, C. L., A. M. Haynes, and S. M. Kingsley. "Image of women in television advertising." *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, (32) 1988, pp. 231-237.
- Furnham, A., and E. Skae. "Changes in the stereotypical portrayal of men and women in British television advertisements." *European Psychologist*, (2) 1997, pp. 44-51.
- 橋本泰子「共働き社会における女性の『専業主婦化』をめぐって－タイ都市中間層を事例に－」『四国学院論集』第111・112号、2003年、53-78頁。
- 橋本(関)泰子、「『伝統家族』の創造と『近代家族』－タイを事例に－」『アジア家族の変容と「伝統創造」に関する比較研究－日本・韓国・中国・タイ』、2006年。
- 速水洋子「タイ社会と女性」『タイを知るための60章』明石書店、2003年、250-253頁。
- 広木道子「タイの女性労働」『世界の女性労働』ミネルヴァ書房、2005年。
- 伊藤公雄・國信潤子・樹村みのり『女性学・男性学－ジェンダー論入門』、有斐閣、2002年。
- Lovdal, L.T. "Sex role messages in television commercials." *Sex Roles*, 1989, pp.715-724.
- MacLin, M. C., and R. H. Kolbe. "Sex role stereotyping in children's advertising: Current and past trends." *Journal of Advertising*, (13) 1984, pp. 34-42.
- Milner, Laura and B. Higgs. "Gender Sex-Role Portrayals in International Television Advertising Over Time: The Australian Experience." *Journal of Current Issues and Research in Advertising*, (26, 2), 2004, pp. 81-95.
- 延島明恵「日本のテレビ広告におけるジェンダー描写」『広告科学』第36号、1998年、1-14頁。
- 内閣府『男女共同白書「暮らしと社会」シリーズ』2005年。
- 落合恵美子「現代アジアにおける主婦の誕生－グローバル化と近代家族－」『日本学報』第24号、2005年、3-28頁。
- ボンサピタックサンティ・ピヤ「テレビ広告におけるジェンダーと労働役割－日本とタイの比較から－」『ソシオロジ』第161号、2008年、71-86頁。
- 坂元章・鬼頭真澄・高比良美詠子・足立にれか「テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写の内容分析研究」『ジェンダー研究』第6号、2003年、47-57頁。
- Wolin, Lori D. "Gender Issues in Advertising - An Oversight Synthesis of Research: 1970-2002." *Journal of Advertising Research*, (42, March), 2003, pp. 111-29.
- [付記] 本研究は、「日本ジェンダー学会第一回大会」(2007年)一般研究報告において配布した報告原稿、「日本とタイの広告のなかのジェンダー」を加筆修正したものである。そして、本研究は、『ソシオロジ』第161号「テレビ広告におけるジェンダーと労働役割－日本とタイの比較から－」(71-86頁)の継続研究である。前稿(『ソシオロジ』)の広告サンプルは、本研究のような長期間にわたるものではなく、2003～2006年という短期間に両国のテレビで一般に放送されていたものである。また、本研究は、平成19年度「富士ゼロックス林節太郎記念基金研究助成金」による研究成果の一部である。

Impact of Media

— How Media Influences on Social Construction of Gender —

Risa Noguchi

This paper explores the process of social construction of gender through the use of media, specifically on video games. The paper focused on the game playing behaviors among male and female adolescent age 5 to 15. The data collected from the governmental statistics published from 1999 to 2006, and the data from official white paper from entertainment suppliers' associations. In order to clarifying the social/cultural aspect on game playing behavior in Japan, data from the U.S. statistics were presented as comparison. This paper tries to interpret the usages of video-game within Japanese contemporary society, and observe social/cultural context that to construct the uniqueness of popular culture, which deeply oriented to media technology.

According to CESA (Computer Entertainment Suppliers' Association), nearly 70% of the entire software was produced for male children users in Japan. The compelling fact found through the data analysis from CESA in Japan and ESA (Entertainment Suppliers' Association) in U.S. was nearly half of the game users were children under age 15 in Japan. The users' sexuality is vividly described and shown the clear contrast between male and female in Japan than in the U.S. Male children are obviously targeted as main game users, while female children were absent as users. What portrays here is an example of media's construction of gender-bias. Game industry defines children as "boy" gender, and ignored "girl" gender during the process of marketing. This finding presents the strict gender-biased ideology within Japanese society.

What game culture portrays is the rigid gender-bias, and the passivity of users which far from nurturing one's creativity. To look at video-game as a toy for children, the playfulness of the game need to be re-examined. Toys can help one's psychological/physical development by training one's ability for socialization. Since video-games exhibit the rigid gender-bias that to determinate the user's perception toward the world, playing games fail to enhance the users' creativity. Games are not perfect toys for children since they determine the users' gender, but they are clearly exhibiting the social construction of gender.

As conclusion, paper states the necessity of media literacy to educate majority to manage the critical thinking on media's presentation. In order to create the constructive relationship with media, to promote media literacy in general population is significantly meaningful and essential in contemporary society.

ゲームにおけるジェンダーステレオタイプについて — メディアとしてゲームが与える社会的影響を中心に —

野 口 李 沙

1. はじめに

インターネットをはじめとする通信技術の進歩にともなう生活の変化は、日常生活に深く浸透しており、これらの変化が社会に大きく影響を与えていることは、明白な事実である。ここでは一つの事例として、ゲームと社会の関わり方を考えてみたい。ゲームに関する議論は盛んに取り上げられてきたが、問題の焦点がゲームそのものではなく、ゲームをする行為に移ってしまっているように見える。そのため、個人の心理的な問題が集中的に論じられ、ゲームの与える社会的影響についての考察は不十分にしかなされないままになっている。

だからこそ、今、ゲームをすることを問題視するのではなく、ゲームそのものが持つ魅力とは何なのか、そこには何が含まれていて、何が含まれていないのか、誰がゲームをするのか、という問いかけをする必要がある。ゲームが見せる社会、つまりゲームを通して我々は何を知ることができるのか、ゲームがどのように利用されているのか、といったことを明確にすることが重要であると思われる。ここでは、データをより鮮明に見る手段として、日本とアメリカの事例を比較対照することにした。ゲームをはじめとするメディアが、どのように社会を反映しているのか、そしてそれらが我々にどのような影響を及ぼしているのかについて、日本とアメリカの事例を中心に見ていきたい。そして特に日本の大衆文化（ポップカルチャー）がメディアを介していかに巧みにジェンダーステレオタイプを再生産し、差別の再生産の構図を映しているのかについて、分析と考察をしていきたい。

2. 日本とアメリカにおけるゲームユーザーの違い

1) “Cool Japan” のアメリカ進出—消費財としての「オタク文化」

アメリカでは日本のオタク文化が閉ざされた不可侵の存在であり、大衆文化に対して周縁的なサブカルチャーとして「逸脱」した文化であると認識されている。実際その特殊性により、日本のオタク文化はいわゆる「大衆文化」から逸脱する層、あるいは逸脱したい層を魅きつけていた。しかし、現在ではその構図が逆転し、オタク文化が大衆文化に呑み込まれた形でポップカルチャーとして世界へ市場を拡大しつつある。このポップカルチャーと呼ばれる文化とその市場動向に関しては、杉山 知之の著書『クール・ジャパン 世界が買ったがる日本』¹⁾でその詳細が記されている。

日本のオタク文化がアメリカでもはやされている理由は、けっしてゲームをする人口が増えたためでも、マンガを読む人口が増えたためでもない。アメリカの中でも、日常的にコミックや

ゲームに接している人々は、早くから日本のマンガの特殊性に注目し、日本のマンガを Manga、アメリカのコミックは Comic と称して区別している。アメリカのコミックは、日本と違って一般的な読み物として大衆に愛されているわけではない。アメリカではコミックを読まない人の方が圧倒的に多く、一般的²⁾である。コミックは大人の読み物であり、グラフィック表現を使った文学作品としてアメリカでは存在している。一方日本では、老若男女それぞれが漫画に親しんでおり、その作品の分野も多岐にわたっている。それゆえ、アメリカは日本での大衆文化としての漫画やゲームの拡がり方に興味を持っているのではないかと思われる。

日本の漫画にいち早く興味を持ったのが、コミック作者やグラフィックデザイナーであったように、一般消費財であるゲームは、アメリカでは購買力のある成年男性にユーザーが多く、geek や nerd といったスラングも日本語でいう「オタク」を表現する単語として定着している。この geek という呼び名で称されるオタクには、ハッカーや、コンピュータに関する知識が著しく高い人が多いようである。具体的には、エンジニアや暗号破りを職業としている人を geek と呼び、少々不気味で何を考えているのか分からないで人を nerd と呼ぶことが多いようである (nerd には、多少「不気味」というニュアンスがある)。もちろん、エンジニアでも geek や nerd と称されない人々も数多く存在しており、必ずしもすべてのエンジニアがゲームを愛好しているわけではない。ここではエンジニアの中でも特に、日本の「オタク」文化に興味を持っている人々を取り上げているのであり、エンジニアがすべてオタクであるといっているのではない。この点は誤解を招く恐れがあるので、特に強調しておきたい。

アメリカの日本の漫画に対する受け入れ方は、文化としての受容というよりも、消費財としての経済的価値を評価した受容といえる。2000 年以降から日本の漫画に興味を示すアメリカの子どもは、急激に増えているように思われる。その背景には世界資本とメディアが競合して、日本の漫画を大衆向けに売り出し、現代アートとしてのアニメや“Cool Japan”をアメリカで大々的に売り出したという事実がある。ニューヨークの近代美術館（通称 MoMA）でも村上隆のアート作品が展示され、アニメが現代芸術として認知されたという事実³⁾も“Cool Japan”の認識度を一気に定着させた端緒となったと考えられる。

アメリカでは成人向けの読み物としてのコミックは氾濫しているが、日本の漫画のような、若年層を対象とした読み物は成人対象のものとは比べると少ないのが現状であった。アメリカのコミックは、大人の読み物であり、グラフィック表現を使った文学作品として扱われてきていた。もちろん、ヒーローものや怪物モノが流行した時期もあるが、読者層が子どもに限定される作品は日本と比べると少ない。しかし、2005 年以降からアメリカの大手の本屋が日本の漫画の英訳を次々に売り出し、今やコミックの見本市に公立図書館からも買い付けに来るという大流行ぶりを見せている。この流行は、日本の漫画がアメリカで若年層に人気を博し、「ヤングアダルト (Youth)」層という新しい市場を開拓するのに貢献したのである。彼らは「ハリー・ポッター」を熱中して読むには成熟しすぎており、かといって政治的批判色の濃いザ・ニューヨーカー (The New Yorker) やタイムズ (New York Times) を読むほど知的好奇心が強いわけではない。

アメリカのコミックを日本語に翻訳している小野耕世の著作にアメリカのコミック作家との対談が掲載されており、あるアメリカの作家が「(日本の漫画がマス・メディアであるのに対し) アメリカのコミックスはマス・メディアではない」と発言し、コミックのオルタナティブであり

つづける個人的な創作作品⁴⁾としての側面を挙げていた。これは興味深い意見であり、作家のメディアに対する考察の鋭さが感じられる。日本の漫画がアメリカで売れている状況は、メディアによって構築された流行の産物であり、日本の「オタク」がアメリカで受け入れられたのではなく、若年層を消費者に組み込もうとするアメリカの市場戦略の結果であるのだ。

2) 日米のゲーム比較

アメリカのESA (Entertainment Software Association) の2006年9月発表の調査報告によると、ゲームをする男女比は、男性62% 女性38%となっており、アメリカのゲームユーザーの平均年齢は33歳となっている。18歳未満のユーザーが全体の31%を占めているのに対して、50歳以上のユーザーも25%を占めるに至っている。さらに、子どもを育てている保護者のゲームユーザーで見ると、男女構成比は53:47と男女差が縮小している。なお、保護者のゲームユーザーのうち、子どもと一緒にゲームすることを楽しむようにしているという回答をした人が8割に上り、親子でゲームをすると、家族の絆が強まると感じている保護者が大半を占めている。子どもの発育にゲームは良い影響を与えていると回答した保護者は、保護者全体の6割を超えている⁵⁾。

この調査はソフトウェア供給企業連盟の報告であり、ゲームの範囲は家庭用ゲーム機にとどまらず、オンラインゲームも含んでいる。ここで日本のCESAによる同様の調査報告と比較してみよう。CESA (Computer Entertainment Suppliers' Association) とは、日本国内においてゲームや娯楽に関するソフトウェアを提供している企業連盟であり、ゲームソフトや市場調査に関する資料を定期的に発表している。その資料の「2006年一般生活者ユーザー調査」をみると、の平均年齢は31.2才となっており、アメリカESAの結果報告(33才)よりも約2才若い。ユーザーの年齢構成は、若年層が全体の半分近くを占めており、3~14才が28%、15~24才が22%⁶⁾となっており、ユーザーの半数は24歳以下ということになる。2003年の内閣府調査によるとゲームの使用は、ユーザー男女比は男性60%、女性26%となっており、男性の12~14歳では84.7%、また、女性の12~14歳51.1%が最も頻繁にゲームに接触している⁷⁾。結果として、低年齢層の男性が女性を大きく上回っており、特に低年齢層にユーザーが偏っている。両国でのユーザー平均年齢が非常に近くゲームの低年齢層への浸透を見せ付けられるデータである。

ゲームに限定する形で日米での違いを見ると、日本では家庭用ゲーム機器が発達しているのに対して、アメリカではオンラインゲームが日本より発達しているように思える。コンピュータを使ってゲームする人口は、日本よりアメリカの方が多いように見受けられた。実際、ESAの報告によると、アメリカでは一般ゲームユーザーの44%がオンラインでゲームを頻繁にすると答えており、オンラインゲームユーザーの間では女性の割合が高くなり、男女構成比は58:42⁸⁾となっている。

アメリカでは現に、オンラインゲームの一般浸透を利用して、アメリカの軍隊(American Army)がホームページ上でネットゲームを使ってスコアの高いユーザーをスカウトしたりしている事実も存在している⁹⁾。ちなみに現在のインターネットのネットワーク構築は、1969年にアメリカ国防総省のARPA (Defense Advanced Research Projects Agency) 高等研究計画局が開発し、湾岸戦争時において、組織的な情報管理や操作を実施していたそうである¹⁰⁾。

男女での違いという観点から見ると、ゲームに接する機会が圧倒的に多いのは日本、アメリカ

共に男性であり、日本では特に低年齢層の男性に偏っている。

3. ゲーム文化がもたらす「社会化」と「孤立化」

1) データの紹介と分析

CESAによると日本では現在、就学児童を持つ家庭の9割が少なくとも1台のハードウェアを持っており、8割が2台のゲーム機器を持っている。最も頻繁にゲームに接しているのは、3才から14才の男性ユーザーで、2005年家庭用ゲームのプレイ頻度調査によると、全体の半数以上(52%)を占めている。15才以上の男性プレイヤーについても20%以上が毎日ゲームに接していると答えている。ここで注目したいのが女性ユーザーのプレイ頻度だが、3才から14才の女性ユーザーは36.8%が毎日ゲームに接しており、15才から25才の年齢層では18%、25才から39才の層では11.5%と報告されている。年齢が上がるにつれてゲームをしなくなる傾向が、女性では顕著にみられる一方、男性は年齢が上がっても20%以上の人がゲームをし続けるという傾向が、日本の一般ゲームユーザーには顕著にみられる¹¹⁾。

アメリカのESAによる調査報告では、2006年にはゲームプレイヤー全体の中で、18才以上の女性は30%、17才以下の男性は23%となっている¹²⁾。18才以上の女性プレイヤーが17才以下の男性プレイヤーを上回っていることから、成人女性のゲームへの参加が盛んになっていることがわかる。この数字から、17才以下の男性より18才以上の女性のほうが、より頻繁にゲームに接するという事実が浮かびあがってくる。アメリカではオンラインゲームを含む広い範囲でのゲーム産業で、成人女性の参加が若年層の男性を上回っているのが現状のようである。日本では14歳以下の女性ユーザーの参加が2006年調査で前回の調査結果からかなり増えて51%となったが、15歳以上の女性ユーザーの参加に急激な増加はみられなかった¹³⁾。

実際に日本では、2005年以降から18才以上の女性をターゲットとした携帯型ゲーム機器やフィットネスなどの成人向けゲームソフトが急激に増えた。しかし実際にユーザー率が上がったのは3～14歳の若年層の女性ユーザーであった。現実としていえるのは、ゲームをするのは「子ども」と呼ばれる年齢層のユーザーであり、特に日本においては女性において、はその傾向が強く見られる。

2) ゲームによる「子ども」という社会的存在の構築

日本の総務省による1999年発表の「青少年とテレビ・ゲーム等に係る暴力性に関する調査研究報告書」によると、「ふだん学校がある日にどのくらいテレビ・ゲームで遊んでいるか」という問いに対して、小学生男子の90.4%、中学生男子の84.4%が、ふだん学校がある日にゲームをしていると答えている、という報告がある。さらに「家庭でのテレビ・ゲームへの接触状況」を詳しく見ていくと、小学生男子の32.9%が毎日1時間くらいゲームで遊んでおり、ほぼ同じ割合の中学生男子が毎日ゲームをしている。それに比べて、小学生女子は47.3%が「まったく遊ばない」と答えており、中学生になるとその数値は65.3%と半数以上がゲームで遊ばないと答えている¹⁴⁾。CESAによると、2005年からソフトウェア供給企業が女子児童を対象としたソフトの開発を積極的に進めており、アニメや映画のキャラクターと連動したゲームソフトを新しく

市場に登場させている。その結果が前に示した内閣府の2005年調査のメディアへの接触度調査に現れている。つまり、12～14歳の女性の51%がゲームを使用するようになっているが、15歳以上の女性ユーザーに著しい増加は見られず、依然ゲームユーザー率は20%程度のままなのである¹⁵⁾。

これらのデータが明確に示しているのは、ゲームソフト供給体制にみられる男性優位のジェンダーバイアスが存在しているということである。まず、上記のデータから最も頻繁にゲームをするのは「子ども」であるということが明確に示されている。しかも、その「子ども」は男の学童なのである。ここでは女の「子ども」はごく最近まで無視されており、ゲームをすることで「子ども」を演じることができるのは、男の「子ども」に限られていたのである。ゲーム文化の中では女の「子ども」はまるで透明であるかのように、その存在を無視されているのである。

3) Masculinity (男らしさ) 至上主義的なソフトの蔓延と「女の子」の透明化

明らかな事実として指摘できるのは、ゲームソフトの8割が男子児童を購買対象として開発されているということである。ソフトの内容は、射撃、冒険物語、歴史のロールプレイング、パズル、戦闘などが中心となっている。女子児童に焦点をあてたソフトウェアは、「たまごっち」に始まるペット育成シミュレーションや「おしゃれ魔女ラブ&ベリー」などの着せかえゲームなどが挙げられる。CESAのリサーチ白書によると、2005年からソフトウェア供給企業が女子児童を対象としたソフトの開発を積極的に進めており、アニメや映画のキャラクターと連動したロールプレイングなどが新しく市場に登場してきている。その結果が内閣府の「第4回情報化社会と青少年に関する調査」のメディアへの接触度の調査結果で明らかにされている。15歳以上の女性のゲーム使用率が20～30%前後だったのが、12～14歳の女性では5割がゲームを使用するようになっている。徐々に低学年女子児童向けのソフトが増えつつあるのだが、まだまだ主流にはなっておらず、ゲームソフトによる男性中心のジェンダーバイアスは解消されていないといえる。それでは、女の子どもはいったい何をして遊ぶのだろうか。

ゲームにくらべると偏りは少ないが、「携帯電話」への接触は男性72.1%、女性76.9%と女性が男性を上回っている。年齢別にデータを見てみると、15～17歳男性では59.2%、15～17歳女性では68.1%、18～22歳では男性88.6%女性94.5%¹⁶⁾となっており、すべての年齢層において、女性に使用者が多く見られる。若年男性層のゲームユーザーに対して、携帯ユーザーは若年女性層に多いといえる。若年層男性がコンピュータを相手にゲームしている間、若年層女性は携帯電話で誰かと話しているという、現実の構図がデータから読み取れる。

4. 「子ども」という存在を再生産するゲーム

1) 男の子のおもちゃとしてのゲーム

なぜ男子児童にのみ焦点をあてたソフトが市場の8割を占めるのかという問いに対して、社会的な諸条件を考慮しながら、答えを探っていこう。

ゲームそのものが開発された歴史は、コンピュータの歴史と同じ道筋を辿っているといえる。コンピュータはエンジニアによって演算処理機械として開発され、その用途も主に科学を中心と

した化学や物理系産業の開発や管理であったと考えられる。現代のように家庭内にコンピュータが設置されるという状況は、50年前には想像できなかったのではないだろうか。そのために、ソフトはもちろん、ハードも男性中心の産業である状態から抜けきっておらず、女性や子どもにも焦点をあてる発想が存在していなかったのではないかとと思われる。その証拠に、CESAでは2006年になって初めて女性を対象とした調査に着手している。

しかし、現在ではゲームをする人口は半数近くが「子ども」と呼ばれる年齢層であり、そのことからゲームは「子ども」のために作られているとも受け取ることができる。大人が「子ども」のおもちゃとしてゲームを作っている一方で、「子ども」はゲームで遊ぶことによって、「子ども」の社会的役割を演じることができるのである。しかしその「子ども」は男の子に限定されていたのだ。ゲーム産業は「男の子」だけを「子ども」として認め、最近まで「女の子」の存在は無視してきた。これがゲーム産業に内在する社会的事実であり、現代社会の抱えるジェンダー問題である。

ゲームでおおっぴらに戦闘ごっこもできず、人形を与えられてママゴトをするように諭される女の子たちは、一体どこに自分たちの居場所を見つけるのだろうか。彼女たちがママゴトで確認できる事実は、彼女自身の「不在」だけではないだろうか。

「子ども」のカテゴリーに含まれない女の子は、早く「女」になることを推奨され、外からの視線を意識させられる状況に立たされることになる。彼女たちは、「女」になるために様々な情報を集め、「女」を作っていくことでしか自分の価値を認識できないと思込まされ、化粧や洋服で自分を飾ることに金と時間を費やすようになっていく。「ひとは、女に生まれるのではない、女になるのだ」¹⁷⁾とポーヴォワールが書いたが、実際に社会的意味での「女」とは、そのような自分を飾り立てた「戦闘体勢」の女性をさす場合が多いのではないだろうか。男性より女性がネット依存、メール依存に陥りやすいのは、彼女たちが必死で「女」である自分という、社会的存在を作る過程において情報収集をし、メールを介して情報交換をすることで、自己確認をしているからだと解釈することはできないだろうか。

情報機器の発達と歩みを共にしてきたゲームは、経済中心で発展してきた社会の抱えるジェンダー問題を如実に反映している。

2) 周縁化された人々に与えられる「おもちゃ」としてのゲーム

CESAによると、今後の商品開発の方向性としてソフト開発企業は、新しい市場を開拓するため、女性や高齢者の興味をひく内容のソフト制作に乗り出すそうである。2006年のCESA一般生活者調査報告では、「毎日ゲームに接する」と答えたユーザーの年齢層は、男女での数値の差が縮まり、男女とも3才から14才では40%以上、15才から24才では33%となっている。しかし、男性は年齢が上がっても20%は毎日ゲームをし続けるのに対して、女性は25才以上になると10%前後に減少している¹⁸⁾。

現在進行しつつある、このゲームユーザーの拡大は、男性ユーザーにおいてのみいえることであり、女性ユーザーに対しては明確ではない。最も頻繁にゲームをするユーザーが「子ども」であるという事実が明らかとなった以上、ゲームが見せる社会的な側面は、「子ども」の再生産であるように見える。「子ども」のおもちゃであったゲームが、成人男性、低年齢層の女性、そし

て老人に広がり、もはやゲームは子どものおもちゃとは呼べなくなっている。ゲームの発達と技術の改良によって、ゲームは様々な生活圏で道具として駆使されていくことが予想される。その時に忘れてはならないのが、ゲームとは道具であり、欲望の追求を媒介するための道具にすぎないという認識である。ゲームをする行為が反社会的なのではなく、ゲームには反社会的な要素が盛り込まれていることもあるが、基本的には人間の欲望を追及するメディアとしてゲームは日々進化し、日々消費されている。その欲望が反社会的な行為をすること—例えば銃の乱射や、町を破壊すること—が一つの雛形であるかのように見せる働きを、ゲームは果たしてしまつたように見られている。

何の目的でゲームを利用し、何を媒介しているのかを明確に示せるのなら、ゲームはその目的達成に利用される道具として有意義に機能する。ゲームを使って作り出す文化が、私たちの住む社会をどのように変えていくことができるのか、そして、ゲームをどのように使っていくのが重要視されるべきである。そして、サイバースペースという国境なき空間、空間なき空間¹⁹⁾で、人間が仮想社会を作り出すことが、現実にもどのような影響を与えるのかが、これからの課題となってくるのではないだろうか。

3) メディア漬けの社会的環境と現状

アメリカのギャラップ社の調査によると「ゲーム中毒」に陥る「子ども」は、低収入家庭に属する傾向があるという²⁰⁾。アメリカでは11歳未満の子どもを家に一人で放置することは、法律で禁じられており、世話人を置くことが義務付けられている。多くの共働き家庭はベビーシッターを雇うが、低収入家庭は経済的に余裕がないので、子どもを知人宅に預けるか、最悪の場合は一人で放置することになる。そこではゲームやテレビがベビーシッターの代役を果たしている。ひとりで遊ばざるを得ない家庭環境は閉鎖的で、子どもの人格形成に悪影響を与えかねない。特に日本では、共働きやシングルペアレントの家庭に対するサポートが不十分であり、公共施設も限られた条件でしか使用できない場合が多い。そのうえ、ベビーシッター制度が未成熟なので、家庭に一人で放置された学童に対する保育サービスの欠如は深刻な社会問題に発展しかねない。

上記は推論にすぎないが、ゲームのみならずメディア中毒問題は家族問題と密接に結びついているように思う。テレビやビデオ、DVDにゲーム、携帯電話にインターネットなど、今の社会、特に家庭での生活は四六時中メディアに接する環境を作ってしまった。現実として、子どもに対してゲームや携帯電話の使用を禁ずることで何かが解決するとは考えにくい。実際に、国際教育到達度評価学会(IEA)が行った「国際数学・理科教育動向調査の2003年調査(TIMSS2003)」の結果から、学校外での時間の過ごし方、宿題をする時間とテレビ・ビデオを見る時間(1日当たり平均時間)を取り上げてみると、宿題をする時間は、日本は1.0時間であり参加国45か国中最も少なく、テレビやビデオを見る時間は2.7時間と45か国中最も多く、国際平均値の1.9時間より0.8時間多い²¹⁾。テレビや携帯電話がこれほど日常生活に密着した形で存在している日本は、特異であり、そのメディアに依存しながら生活している人間の表情からは、何も希望的なものを読み取ることができないのは不気味であり、悲しいといわざるをえない。家族間の会話や休日の過ごし方からもわかるように、現在の家族はひとりひとりが自分の「娯楽」に没頭して過

しがちであり、対人間同士の時間の楽しみ方を忘れてしまっているように思える。これは一概にメディアにのみ原因があるわけではないが、メディアを含めて文化的、社会的視点からその原因について包括的に考察する必要がある。

5. 「子ども」の玩具としてのゲーム

阿部謹也氏が著書の中で「子ども」という身分についてこう論じている。「現代の子供は、両親や社会組織から子供としての領分を与えられ、その枠のなかで外界から支持され規定された子供らしさを演じてみせることによって、可愛いとか大人しいといった評価を得て、その存在を保証され、確保してゆく」²²⁾ 現代の「子ども」という存在は、大人から評価されてはじめて、その存在を保証されるという、大人に依存した存在なのである。ゲームをすることが直接「子ども」らしさを演じることには繋がらないが、ゲームという玩具で遊ぶことによって、またそのゲームの種類の選択をする過程で、子どもは大人から何らかの評価を得ていることは確実である。

前にも記したように、ゲームは大人から「子ども」へ与える「おもちゃ」であり、子どもはその「おもちゃ」で遊ぶことで「子ども」の役割を演じることができる。おもちゃと子どもの関係について示唆に富んだエッセイを残したヴァルター・ベンヤミン (Walter Benjamin 1892-1940) によると、子どもにとっておもちゃは外的事実気付かせるために有意義な役割を演じるが、そのおもちゃが精巧であればよいというわけではないとしている。なぜなら、精巧につくられたおもちゃは初めは子どもの興味をひくかもしれないが、それは子どもに一方的な動きを押し付けることしかしないからだ。さらに彼は、「大人にとって無意味であればあるほど、そのおもちゃは本物」であり、おもちゃに「模倣が無制限に行われれば行われるほど、おもちゃは生き生きとした遊びからは遠ざかる」²³⁾ と断言している。

アメリカで発達心理学という分野を新たに生み出したエリック・ホンブルガー・エリクソン (Erik Homburger Erikson 1902-1994) は、遊びが子どもにとって如何に大切な活動であるかを研究と分析によって明らかにしている。エリクソンは子どもにとっての遊びとは、「ある事態の雛型を創造することによって、経験を処理し、また実験し計画することによって現実を支配するという人間の能力の幼児的表現形式である」と定義している²⁴⁾。幼児期の遊びについて、「自発的かつ儀式化された多様な形態をとる」²⁵⁾ と述べ、その遊びの形態は年齢と共に変化し、概念の発達と共に変化し、決定されるとしている。エリクソンは遊びの中に見られる遊戯性を取り上げ、遊戯性の要素が新しい機会への挑戦、頭と身体を真に交流させること、あるいは過度に訓練された自己抑制のなかから新しい社会的才能を創りだすこと²⁶⁾ を仮説として示している。

ベンヤミンやエリクソンが提言するように、子どもにとって遊びとは、自我を形成し、他者との相互関係を認識し、世界との関係を創りかえるために繰り返し必要とされる活動であり、その遊びの中で用いられる「おもちゃ」は子どもの想像力を助け、媒介となって自我と世界との間に生き生きとした関係を作り出すのに役立つべき道具なのである。ベンヤミンやエリクソンの考えに基づくと、ゲームは精巧に創られたおもちゃであり、ユーザーに一方的な動きを押し付けるので、よいおもちゃのカテゴリーに入らないことになる。

それだけでなく、ゲームというおもちゃで遊べる「子ども」は、男の子に限定されており、女

の子は「男以下の生き物」として透明化され無視されている。ゲームは、ユーザーを限定し、女の子どもを疎外してしまっている。若年層においては、近年ではゲーム利用率が男女ともに高くなってきているが、それも3歳～14歳という非常に限られた年代層に限定された場合での利用率である。15歳以上の女の子にとっては、ゲームは男の子のおもちゃであり、女の子がそこに介入することは非常に少ないといえる。3歳～14歳の女の子が15歳以上になっても20%以上の男の子がゲームをし続けるように、彼女らが持続的にゲームに接するかどうかについては、調査する必要がある。しかし、成人女性向けのゲームソフトが非常に少ないという現状を考えると、15歳以上の女の子はゲーム以外のメディアに居場所を見つけると考えるのが妥当であろう。そこには携帯電話があり、インターネットがあり、雑誌があり、テレビがあり、本がある。中学校を卒業した女の子が、「子ども」のおもちゃであるゲームを卒業し、別のメディアに興味を持つようになることは当然の結果であろう。このことによって、女の子は「子ども」から「女」へと自分自身を創り上げていくようになるのかもしれない。子どもの世界から疎外された女の子は、自分自身を透明な存在として認識し、孤独感や疎外感をひとりで抱え込んでしまう状況を社会が作り出しているように思われる。女の子が男の子より早く「大人」になると言われるのは、彼女らが「子ども」の世界から早く脱皮するように奨励され、「子ども」の世界から疎外されていることを敏感に感じ取っているからではないだろうか。

もちろん、ゲームをし続ける女の子も数多く存在するだろう。しかし、彼女らが男の子と同じようにゲームをすることで、男の子になれるわけではない。周囲からゲームをするよりも「女」になることを強要され、いつまでも子どものように遊んでいてはいけないのだと教えられる。ゲームと女の子という関係を見ていくと、そこにはジェンダーバイアスがかなり明確な形で存在していることがわかる。

ゲームはおもちゃとしては偏っており、必ずしもエリクソンのいう「優れたおもちゃ」ではない。「優れたおもちゃ」ではなく、むしろ、現実の社会に存在しているジェンダーバイアスを明確に表現しているおもちゃだと言える。

6. おわりに

最近のゲーム業界の動向を見ると、消費者のターゲットを「男の子」から「女の子」に、さらに「女性」や「老人」や「病人」にまで広げはじめている。ゲームをする人口が必ずしも「子ども」だけではなく、社会で周縁的な存在にまで広がっているということに目を向けると、これはステレオタイプの再構築、差別の再生産を意味するのではないだろうか。少し大げさな言い方かもしれないが、ゲームは人間が作り出した機械であり、文化的につくられた「手段」のための道具にすぎない。人間がその利用目的を明確に示すことができ、制御可能な道具としてゲームが「媒介装置」として広がり、ネットワークを駆け、社会関係を築いていくことは望ましい。一方で、その媒介装置が一人歩きをはじめ、既存のメディアと同じような手法を繰り返し、大衆をコントロールするようになってしまうようでは、社会に何の改革ももたらさない。

ゲームがメディアとして社会を反映している事実とそれに関連する社会的事実を考えずに、このままゲームを蔓延させることは、結局、テレビがそうであったように、市場においてメディア

の作り出したジェンダー意識を固定化し²⁷⁾、子どもや女性という社会的存在を「疎外」することに終始してしまいはしないだろうか。空間なき空間での人間の繋がりを崇めるだけの「場」に終始してしまうようでは、技術的進歩は文化的な進歩には結びつかないということを証明してしまうようなものではないだろうか。

ゲームを生み出した空間なき空間が、新しい人間関係を築ける場所となり、人々が希望を持って自分自身の考えを述べられる場になることを求めてやまない。

注

- 1) 杉山 知之『クール・ジャパン 世界が買いたがる日本』祥伝社 2006 年
- 2) 小野耕世『アメリカン・コミックス大全』晶文社 2005 年 147 頁
- 3) 村上隆の略歴 (サイト http://www.kaikaikiki.co.jp/artists/profile_murakami) 参照
- 4) 小野耕成『アメリカン・コミックス大全』晶文社 2005 年 327 頁
- 5) ESA. (Entertainment Suppliers Association) "Sales, Demographic Usage Data: Essential Fact About GAME and Videogame Industry". 2006. p. 3
- 6) CESA 一般生活者調査報告 2006
- 7) 内閣府 平成 13 年第 4 回情報化社会と青少年に関する調査報告書 中間報告書 2005 年 http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou4/pdf_z/1-2-1.pdf 2 頁
- 8) ESA. (Entertainment Suppliers Association) "Sales, Demographic Usage Data: Essential Fact About GAME and Videogame Industry". 2006. p. 9
- 9) Cavin, Susan: "Theory on Media and War Propaganda" Conference Paper/Unpublished Manuscript presented in the ASA 101 Annual Meeting at Montreal. 2005. p. 16
- 10) Ibid, p. 9
- 11) CESA 一般生活者調査報告 2006 年 28-31 頁
- 12) ESA. "Sales, Demographic Usage Data: Essential Fact About GAME and Videogame Industry". 2006. p. 3
- 13) 内閣府 平成 13 年第 4 回情報化社会と青少年に関する調査報告書 中間報告書 2005 年
- 14) 「青少年とテレビ・ゲームに係る暴力性に関する調査報告書」総務庁 1999 年 表 6 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/04033001/003.htm
- 15) 内閣府 平成 13 年第 4 回情報化社会と青少年に関する調査報告書 中間報告書 13, 14 頁
- 16) 同上
- 17) シモーヌ・ド・ボーヴォワール著 監訳中島貴美子/加藤康子 『第二の性 II 体験』決定版 11 頁 新潮社 1997 年
- 18) CESA 一般生活者調査報告 2006 年 28-31 頁
- 19) Cavin, Susan: "Imaginary social relations" Futures, Volume 38, Issue 7, September 2006. p. 876
- 20) 世論調査会社: ギャラップ社のデータによると毎日ゲームをすると答えたユーザーの 47% が低収入家庭に属しており、41% が中収入、37% が高収入家庭に属していた。
データ参照 www.nsf.gov/od/lpa/teenov.htm
- 21) IEA (国際教育到達度評価学会) が進めている TIMSS (Trends in International Mathematics

and Science Study) の 2003 年調査の結果から、学校外での時間の過ごし方に関する項目、宿題をする時間とテレビ・ビデオを見る時間 (1 日当たり平均時間) を取り上げた。

www.mext.go.jp/houdou/

- 22) 阿部謹也『ハーメルンの笛吹き男 伝説とその世界』平凡社 1974 年 148 頁
- 23) ヴァルター・ベンヤミン著 丘澤静也訳『教育としての遊び』晶文社 1981 年 55 頁
- 24) エリック・H. エリクソン著 仁科弥生訳『幼児期と社会』みすず書房 第 2 版 1977 年 284 頁
- 25) エリック・H. エリクソン著 近藤邦夫訳『玩具と理性—経験の儀式化の諸段階』みすず書房 1982 年 12 頁
- 26) 同上 42 頁
- 27) Chomsky, Noam. Media Control. Seven Stories Press, New York. 2000. PP28-29,
“The media are corporate monopoly. They have the same point of view. The two parties are two factions of the business party. Most of the population doesn't even bother voting because it looks meaningless. They're marginalized and properly distracted.” (PP. 28-29)

参考文献

- Chomsky, Noam. Media Control, Seven Stories Press, New York. 2000
- Cavin, Susan. Theory on Media and War Propaganda, Conference Paper presented in the ASA 101 Annual Meeting at Montreal. 2005. http://www.allacademic.com/meta/p94916_index.html
- Cavin, Susan. Imaginary Social Relations, Futures, Volume 38, Issue 7, September 2006, pp. 875-885. Available online www.sciencedirect.com
- Goffman, Erving. STIGMA: Notes of the Management of Spoiled Identity. Simon & Schuster Inc, New York. 1963.
- Japan Contemporary Art; Interview Article of TAKASHI MURAKAMI Available only in English.2000 <http://www.jca-online.com/murakami.html>
- Erikson, E.H. Toys and Reasons; in the Ritualization of Experience, W.W. Norton & Company Inc, New York. 1977.
- エリック・H. エリクソン著 近藤邦夫訳『玩具と理性—経験の儀式化の諸段階』みすず書房 1982 年
- エリック・H. エリクソン著 仁科弥生訳『幼児期と社会』みすず書房 第 2 版 1977 年
- W. ベンヤミン 丘澤静也訳『教育としての遊び』晶文社 1981 年
- 阿部謹也『ハーメルンの笛吹き男 伝説とその世界』平凡社 1974 年
- シモーヌ・ド・ボーヴォワール著 監訳中島貴美子/加藤康子 『第二の性 II 体験』決定版 新潮社 1997 年
- 杉山知之 「クール・ジャパン 世界が買いたがる日本」 祥伝社 2006 年
- 小野耕世 「アメリカン・コミックス大全」 晶文社 2005 年
- 総務省 「青少年とテレビ・ゲーム等に係る暴力性に関する調査研究報告書」 ぎょうせい 1999 年

内閣府 「平成 13 年情報化社会と青少年」 『第 4 回情報化社会と青少年に関する調査報告書』
財務省印刷局 内閣府政策統括官編 2002 年

国立教育政策研究所 「生きるための知識と技能 3 OECD 生徒の学習到達度調査 PISA 2003 年国
際調査結果報告書」 ぎょうせい 2003 年

日本能率協会総合研究所編 「中学生高校生のライフスタイル資料集 2006 年版」 Statistical Book
about Junior-High and High-School Students' Lifestyle 2006 生活情報センター 2005 年

教育改革とジェンダー

— 教育基本法改正問題を中心に —

上 杉 孝 實
(畿央大学)

2006年教育基本法が改正され、教育改革も新たな段階に入っているといえる。すでに、1980年代の臨時教育審議会答申にも見られるように、教育の市場化・私事化の動きは顕著であるが、このことと教育基本法改正との関連に注目し、そこにジェンダーとの関連がどのようにあらわれているかを考察することが重要となっている。その際、これまでの教育改革の歴史を振り返って参照することが必要になる。教育基本法の改正について論じたものや、教育改革を取り上げた論稿は多い¹⁾が、これらを重ねあわせてジェンダーとの関連でとらえたものは多いとは言えない。本稿は、この点に着目して、今日における教育改革をジェンダーの観点で分析するものである。

1. 男女共学規定の削除

教育基本法の改正で論議が多かったのは、教育の目標が5項目によって示され、その中で「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、…」と、愛国心にかかわる項目が設けられたことや、教育行政が国民に直接責任を負うことが削除されたことなどであり、これらは、国家による国民の統制につながるものとして批判の対象となった。同時に注目されるべきものとして、義務教育年限の条項とともに男女共学に関する条項が削除されたことがある。また、家庭教育に関する条項が新設され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と明記され、さらに学校、家庭、地域住民の連携協力についての努力義務を示した条項が設けられた。

このうち、「男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。」といった条項の廃止は、共学が一般化していまさら特記を必要としないとの理由があげられているが、高等学校等で男女別学のものの多くが、旧制中学校や高等女学校の伝統保持を理由としたり、進学指導に力を入れるものである²⁾。このような状況の下で、共学尊重の条項削除は、むしろ伝統と文化尊重項目の挿入と関連していることも考えられる。このことは、近年ジェンダー概念を、誤解したり批判する向きもあり、国の男女共同参画基本計画の改訂において、ジェンダーを社会的性別とし、あえて「文化的」という言葉を抜いていることとも関係がある。何が伝統かについては、論議があるところであり、伝統とされているものには明治以後につくられたものが多いが、それらが古くからのものであるかのように思われていて、男女の文化についても固定的な見方がなされている。ジェンダーフリーの名のもとにトイレも風呂も男女別がなくされるといった批判があるが、これらはジェンダー問題が論じ

られる以前に多かった現象である。

男女共学の趣旨としては、男女同一種の学校で共通の教育課程で学ぶことがあり、たとえ同じ学校で学んでも、男女で異なった教育課程の下にあれば、厳密な共学とは言えないが、1960年代から80年代半ばにかけて、中学校や高等学校でこのことが見られた。一方、男女別学でも、同一種の学校で同一教育課程であれば、共学の精神に反しないとの見方もあり得る。また、男女が共に学んでも、学校内で性別役割が強かったり、女子がわきに追いやられることがないとは言えない。女子校の中には、女子だけであるがゆえに気兼ねせずに性別を超えた役割をとることに意義を見出すものもあり得る³⁾。ただし当時共学に抵抗を示したのは、伝統のある中学校(旧制)などであり、積極的に男女平等を進める立場ではなかった。

社会教育にあっても、占領軍は母親学級など性別の学習を認めなかったとされてきたが、女性の軍政官などには、京都の奥村女子会館に対する態度や母親対象の教室の容認のように、女性のみでの学習を認める例もあった。男性優位のなかで女性をまじえても、効果はあがらず、むしろ女性のみでその力量形成に努めることが有効との見方も成り立つ。旧教育基本法に男女共学についての条項が入る際にも、多様な考えがあり、それを反映した条文になっている⁴⁾。それでも、この条項のあることによって、教育における男女平等の方向に進むことがあったと言える。時間の経過の中で、男女別学を過渡的措置とする必要性は弱まり、共学への支障は以前より少なくなっている。そのような折にこの条項が消えることは、別学の維持を図る意味を持つのである。

2. 家庭教育の重視

家庭教育については、すでに1960年代に家庭づくり政策がとられ、少年非行の戦後第2のピークである1964年には家庭教育学級が国の補助事業として大々的に展開されるようになった。それも当時は文部省婦人教育課の所管事業であり、両親学級であると言われながらも、その費用は婦人教育費の一環として位置づけられたところにも、性別役割分担意識を見ることができるともあったのである。このころ、高度経済成長期にあって、農業など自営業の減少の一方、女性の雇用労働化が進むとともに、家事専業女性も増えてきた。1960年代から中学校の技術家庭科での技術分野(男子向き)、家庭分野(女子向き)といった男女別教育課程が登場していて、性別役割分担が強化される傾向にあったのである。現実には、労働力の不足から女性の雇用労働も多くなるのに対して、「主婦よ、家庭に帰れ」といった主張のあることは、女性の就労をノーマルなものとして扱わず、低賃金を支える機能を持つことになるのである。1960年代後半に始まった文部省補助による留守家庭児童会が1970年度で打ち切りになり、校庭開放事業への吸収となったのも、一般の子どもと溝ができないようにとの表立った理由とは別に、家庭重視策と矛盾するとのとらえ方による。

家庭像に関しては、農業をはじめとする自営業が多数派であり、夫婦共働きが一般的であったにもかかわらず、少数のサラリーマン家庭における家事専業女性の存在が、あたかも多数であったかのような言説がなされ、それが家庭のモデルとして提示されることがまれでない。かつては共働きの子どもがいわゆる留守家庭児童として問題とされなかったのは、地域に自由な異年

齢の子ども集団があり、おとなも含めた近隣集団が機能していたことがある。家族自体が地域に支えられて存在し得たのであり、規範も地域を意識してのものであった⁵⁾。子育ても、地域共同でなされ、地域の教育力によって子どもの成長が促進されていたのである。

家族における規範も、社会の秩序づけの観点から、妻の夫に対する態度、子の親に対する態度など、距離を置いた上下関係が支配的な武士家族における規範を、学校教育等を通じて民衆にまで及ぼすことが明治以後行われ⁶⁾、それが古来のものであるかのように見られてきた。今日では、友愛家族の側面が強くなっているが、規範のモデルが過去に求められることがなくなっているわけではない。家、家族、家庭の概念が重ねて考えられることも多い。

1975年の国際婦人年、1976年～1985年の国連婦人の10年の取組、1985年の女子差別撤廃条約の批准、1999年の男女共同参画社会基本法の制定などにより、男女平等に向けての動きが強まり、今回の教育基本法改正でも、教育の目標の中に「男女の平等」の文言は見ることが出来る。その一方で、家庭教育、親の責任の強調は、2001年の社会教育法改正にも見られ、家庭教育に関する学習機会の充実や、社会教育が学校教育と連携すること、家庭教育の向上に資することが、教育基本法の改正に先立って規定された。家庭教育の重視は、両親の責任に言及するならただちにジェンダー問題につながるようには見えないが、父母の役割分担を伝統文化としてとらえる立場の存在は、子どもの教育について母親にもっぱら責任を負わせることになりやすい。父親の長時間労働を家事専業もしくはパートタイム労働の母親が支え、育児プレッシャーを感じることも多く、孤立状態にあるとき、一層その問題は深刻になる。

旧教育基本法の下では、家庭教育は社会教育の条項に含まれ、その奨励の責務を国や地方公共団体に負わせるものであったが、改正教育基本法第10条は、家庭教育を親の責任とする部分と、家庭教育の国や地方公共団体による支援をうたう部分からなり、後者の社会教育に関わるところに加えて前者の家庭教育の内容への踏み込みが見られるのである。このように、私事とされてきた家庭教育を法で規定することに対して、自由を侵害し、国家統制を強めるとの批判がなされた。しかし、それ以上に、今日、教育の民営化が進められ、教育が私事的なものになっていくのと軌を一にしていることが問われる状況にある。子どもを社会の子としてとらえ、教育の公共性を論じることが課題となっている⁷⁾。

少子化対策もあって、保育所の拡充も課題とされているが、家庭教育重視の考えの下では、集団保育は「保育に欠ける子ども」を対象としたやむをえない措置として、一般化が避けられ、対象を広げたとしても、多くの自己負担を前提とするものになりやすい。日本にあっては、家単位の考えが強く、家制度が変わってからも家族単位、世帯単位が多くて、個人として、特に女性が個人として認められ活躍することが阻まれてきた。財産も夫の名義であることが多い。地域の自治会やPTAにおいても、今日では、女性も個人の名で役員になる例が増えているが、家族単位、世帯単位の考えは残っていて、個人が単位となっている自治体とは異なって家族代表のようになっている。そこには、依然として家族を社会秩序の基礎とする考えが介在している。選択制であっても夫婦別姓に反対する一部の動きにも、そのことを見ることが出来る。19世紀末の民法制定以前は、太政官布告で夫婦同姓が禁止されていた歴史や、家族制度の強い中国や韓国でも夫婦別姓である事実が存在するにもかかわらずである。

ドイツの基本法でも、子どもの養育及び教育は親の自然的権利であり、親に課せられた義務

であるとの規定がある。このことによって、子どもの学校滞在時間は午前を中心としていて短く、保護者の迎えなどが伴っていて、特に女性の就労に支障をきたしている面がある。また、学校選択の自由の観点で複線型の学校体系が維持されてきた。ドイツ民主共和国（東ドイツ）では、女性の就労保障と子どもの教育充実との観点から終日学校と単線型学校体系が採られてきたが、統合によってドイツ連邦共和国（西ドイツ）のものがモデルになったのである。しかし、このことがPISAの結果に見られる家庭間格差、平均学力の低さをもたらしているところから、終日学校を増加させる動きも強まってきた。

ドイツの場合、午後1時に下校しても、職住近接の親も帰宅して昼食を共にする例が少なくないなど、日本と異なった状況にある。また、学校教育は公費でまかなわれるものとのとらえ方が強い。日本は、ワークライフバランスが問題になっている上に、GDP比で教育への公費投入がOECD加盟国の中でも最低の部類にあり、そこでの教育の私事性の強調は、家庭間格差を広げ、子どもの養育・教育に多くの私費負担を招いている。そのことが少子化の要因となっていることは、2005年に行われた国立社会保障・人口問題研究所の既婚女性対象の調査からもうかがわれる。予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として、「子育てや教育に金がかかりすぎるから」が65.9%で、最も多く、次いで多い「高齢で生むのはいやだから」の38.0%を大きく上回っているのである⁸⁾。教育の私事化、家庭への依存は、経済資本、文化資本に規定されることを多くして、社会階層の再生産となりやすいのである。家庭基盤の整備を抜きにしての家庭教育への傾斜には、限界が大きい。

3. 新自由主義の下での教育とジェンダー

競争によって経済・社会が活性化するとする新自由主義の政策が展開され、そこに生じるストレスに対処するためにも、セーフティネットとして家庭の役割が強調されることになる。癒しのもととして、家庭の情緒安定機能の重視は、家庭の人間関係への期待を大きいものにするとともに、「母性」観の強いとき、女性に表出的役割を割り当てることになる。不安定労働が多くなっているなかであって、家事に支障の少ない範囲での就労に限定し、家族の不安のしずめとしての役割を果たす女性が求められるのである。伝統の強調も、競争で分裂が生じやすい国民の統合のよりどころとするためであり、その成立の時期のあいまいさもあって、恣意的に用いられて、男女で異なる文化を伝統として、その尊重を説くことにもなる。

教育の世界にも競争原理が導入されて、義務教育にあっても特区を設けて一つの学区に複数の公立学校を存在させ、学校選択を認めるなどの政策が広がっている。競争の激化はモラル・ハザードにつながりかねないだけに、「心の教育」に力が入れられる。ここでは、心理への傾斜と道徳の重視が入り混じるかたちで教育の柱となる。人権教育にあっても、思いやりなどにアクセントを置くものが多くなっている。教育においては、しくみを問題とするよりも心がけとしての処理が目立つのである⁹⁾。

新自由主義の下では、規制緩和が図られ、性による制約も減少の方向に進んだ。ここでは、個人が責任主体として、自己責任を負うものとされる。このことは、性の前に個性を重視することになるが、機会を活用する、しないは個人の自由とされ、その結果は自らが責めを負うものと

なる。機会利用の前提となるものについては不問に付されることもまれではない。多様な教育選択も、個性に応じることや、親の教育権の行使であることで合理化されるが、学校格差を生み出しかねないことや地域と学校の遊離が懸念され、ジェンダーにとらわれた意識の強いところでは、男女による偏りももたらし得る。

新自由主義での個性重視は性別を超える一方、男女を集団でとらえることを避ける可能性も持つ。現実には集団として克服すべき課題が、個人の努力に還元されることになる場合もある。四年制大学への進学者における女性の比率も、OECD加盟の他の国々にくらべ低く、専攻分野の偏りも大きい。欧米の多くの国で2005年大学卒業者の女性比率が50%以上となっているのに、日本では43%である。日本では短期大学が存在し、その学生の大半が女性である。また、多くの国では社会科学・商業・法科・サービスを学ぶ男女差はほとんどないのに、日本では、それらを学ぶ者の37%が女性である¹⁰⁾。そこには、単に個人の問題にすることのできない問題が横たわっているのである。

女子の方が活発であることをあげて、ジェンダー問題が学校では解決しているかのような言説も見られる。その場合、男子が進路等で家族の過剰期待を背負って、萎縮し、そのような過剰期待がより少ない女子がのびのびとしていることがあるのであって、そこにも性別による異なった扱いがあるのであり、男子にとってのジェンダー問題が見られるのである。また、児童期には活発であった女子が、思春期、青春期になるにつれて、社会の中での女性への役割期待に気づいて、自己抑制的になることも多い。内閣府の世論調査や自治体の住民調査などで見ても、学校ですでに男女平等になっているとの反応が多いが、社会の影響が及ぶことを考えると、隠れたカリキュラムへの気づきとともに、意識的に問題をとりあげての教育が必要となっている。

社会教育においても、教育基本法の改正によって、これまで「勤労の場所、その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とあったのが、「勤労の場所」は削除された。現実に社会教育の多くが地域をベースとして展開されていて、それにあわせたともとられるが、勤労の場所での学習機会の保障は、男女とも重要であり、それに対する国や地方公共団体の責務が規定から外れることによって、企業の利益に沿った学習以外の学習が一層後退することもあり得る。社会教育職員の専門職制度の不十分さもあって、一般公務員が関わることの多い公的社会教育では、家事専業の女性や高齢者以外は参加しにくい昼間の事業が多いこともあって、雇用労働に従事する男女の学習参加が容易でないだけに、このことの意味は大きい。

4. 男女共同参画における教育

男女共同参画の名の下に、男女平等を目指す教育が展開されているが、意思決定への参加を意味する参画が、必ずしも正確に理解されているとは限らない。「家庭や地域にもっと男性の参画を」といった表現が行政文書にも散見される。むしろ家庭や地域の意思決定が男性中心になされてきた経緯があり、男性に不足しているのは一般的な参加である。参画は単なる参加の置き換えではないことへの認識があらためて問われている。

四年制大学への女性の進学率も、OECD加盟国中では最低としても、以前にくらべて上昇して

きた。就職率も以前は大学卒の女性に不利で、短期大学が勝っていたが、今日では逆転がみられる。その背後には、かつては、大学卒の女性は採用しないとする企業が多かったが、雇用機会均等法でそれが違法となったことや、かつての高校卒のポストが短大卒で占められていたのが、今日では四年制大学卒にも割り当てられるようになってきていることがある。そこに、女性の学卒は、一般職か総合職かの選択を迫られることがあり、性による異なった扱いが依然として存在してきた。21世紀になって、雇用機会均等法の改正などで、間接差別の禁止もあり、是正は図られてきた。

学校における児童・生徒の出席名簿の多くが男女別で、男が先、女が後であることを問題として、男女混合名簿の採用がなされる学校も増えてきた。このことは、男女の序列の問題だけでなく、性別が個人に先立ってとらえられがちであったのに対し、個の重視の立場から、ひとりひとりの子どもを把握する教育本来のあり方と重ねて考えられるべきものである。小学校にくらべ中学校・高等学校で採用が遅れがちであり、思春期に性を強く意識してのことが関係しているが、個人を十分把握すればあえて性別出席名簿が必要となるわけではなくいことは、これまで男女で分けられない名簿を採用してきた学校が示すところである。

国の男女共同参画基本計画（第2次）でも、女性の理工系分野への進出が課題とされている。全体としても理科離れが問題となっていて、実験等で自然科学への関心を持たせる教育の時間が不足していることなどが指摘されていることのほかに、新制高等学校の発足当時にはなかった文系・理系といったコース分けが、進路を限界づけ、旧来の性別役割分業とも関連して、女性の理系への道を阻んでいるところがある。進路指導における積極的なサポートとともに、早期の分化よりも、可能性をはぐくむ共通基礎の形成に重点を置くことも課題となっている。

社会教育にあっても、従来は女性の社会参加や地位向上をうたいながらも、性別役割に沿った内容のプログラムが多かった。育児教室が母親対象とされるなどがその例である。近年は、男女共同参画の観点から、両性を対象とする学習が多くなっている。そのなかで、従来は性別役割を超えることを意識してのプログラムについては、男性の料理教室や、女性の政治参加のような性別学習もあり得ることになる。雇用形態との関係で学習が就労と結びつきにくい状況があることへの対応も課題となっている。

教育は、所期の達成がみられなかったとき、個人の努力不足として、クーリングアウトの機能を果たさせられることが少なくない。新自由主義の下では、男女平等に関してもこの傾向は強まる。それだけに、社会のしくみを解明し、その改革を進める力を引き出す教育が意識的に追求されなければならないのである。

- 1) たとえば、大内裕和「『改正』教育基本法とこれからの教育」日本教育学会『教育学研究』第74巻、第4号、2007年、440-452頁。国際的な教育改革については、大桃敏行・上杉孝實・井ノ口淳三・植田健男編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房、2007年。
- 2) このことに関しては次のものなどが参考になる。教育の明日を考える会編『われら新制高校生』かもがわ出版、1999年。
- 3) Thompson, Jane, Learning Liberation, Croom Helm, London, 1983, p.34. 上杉孝實・大庭宣尊・奥田実・北岡宏章・森繁男訳『解放を学ぶ女たち』勁草書房、1987年、45-46頁。

- 4) 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房、2007年、141-167頁。
- 5) 作田啓一『価値の社会学』岩波書店、1972年、430-434頁。
- 6) 川島武宣『日本社会の家族的構成』日本評論社、1950年。
- 7) 桜井智恵子『市民社会の家庭教育』信山社、2005年。
- 8) 国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』2005年。
- 9) 元文部官僚にもこのことを指摘する論が見られる。岡本薫『日本を減らす教育論議』講談社、2006年、126-141頁。
- 10) OECD, Education at a Glance: OECD Indicators 2007. 森永優子他訳『図表で見る教育』2007年版、明石書店、74-75頁、2007年。

川口章「ジェンダー経済格差」

(勁草書房、282頁、2008年5月発行)

香 川 孝 三

(大阪女学院大学)

1 経済活動において発生している男女間の格差（ジェンダー経済格差）がなぜ日本に生まれるのか、それを克服する手がかりはどこにあるのかを考察した本である。そのために、日本における女性差別の現状を経済構造によって説明するために、ゲーム理論で使われている「戦略的補完性」をもちいて理論モデルを作り、差別の実態を実証的にあきらかにし、そこから政策としてなにを引き出すことができるかをまとめている。

2 著者が言いたいことをまとめると以下の内容になろう。

ジェンダーによって格差が生じるのは、進学や就業の際に自主的に選択する場合と、採用や配置の際に企業が女性を差別する場合がある。前者の場合、認知能力や嗜好が男女で異なることによって差別が生じるが、これは大きな要因ではない。大きな要因は経済構造によって生じている。理論モデルを作る上で、著者が重視したのは日本の雇用制度である。

企業による差別には非合理的側面と合理的側面がある。非合理的側面は経営者が偏見を持っていて、女性が活躍できない場合である。合理的側面は、女性の離職率が高いために企業が女性を採用しなかったり、基幹的な職種に配置しなかったりする場合である。企業の合理的判断によって、女性を差別している場合が後者にあたる。

この後者の存在は実証分析によって証明される。女性の離職率の高い企業では、性別による処遇をしている。そうすると企業で活躍できない女性は専業主婦となり、片稼ぎ家庭が多くなる。その結果、ワークライフバランス（WLB）政策への支持が集まらず、WLB政策が貧弱になり、女性の離職率が高くなる。こうして、＜企業における女性差別的雇用制度＝家庭における性別分業＝WLBを妨げる社会経済制度＞という均衡に陥ってしまう。

この均衡を支えているのが、日本の雇用制度であり、終身雇用に基づく長期的人材育成を中心とする雇用制度は、家事や育児から解放された労働者が不可欠である。そこで家事や育児を担う女性はそのもとでは基幹的な仕事に就けず、家庭内で家事や育児に専念せざるをえなくなり、性別役割分業を固定化させる。男性はますます企業にコミットメントを深める。

この均衡から脱却するにはどうするか。WLB政策に熱心な企業では、男女とも賃金水準が高く、その格差が小さい。女性の就労継続意欲も高い。さらに年功賃金の見直しをしている企業ほどWLBが充実している。株主の発言力を強く、企業の社会的責任、株主総会や取締役会の改革を進めている企業ほど女性が活躍している。このような革新的企業の成長が女性差別をなくすきっかけとなる。

政府は WLB 政策を実現する施策をおこなう必要があるが、この革新的企業の育成に力を注ぐべきである。さらに革新的企業の試みについての情報公開を進める必要がある。本書では WLB を仕事と家事および育児との調和をはかるものと限定してとらえており(本書5頁の注4)、政府の WLB 政策は仕事と家事および育児に両立ができるための政策ということになる。

3 ここで用いられている方法はゲームの理論であり、統計的手法を使っている。労働経済学の実験分野では統計的手法はよく用いられているが、ジェンダー格差の存在を証明するために、ゲームの理論をもちいたところに特色がある。説明変数と被説明変数との関係について用意周到に準備をされて、統計的推論をおこなっている。本書に書かれてはいないが本書の背後で統計的処理をするための大変な作業があったものと思われる。

本書で証明された雇用制度と性別役割の関係は統計的手法でなくても、経験則でわかることである。数字によって、そのことを明確にしたことに、本書の貢献があると言えよう。企業の社会的責任や最近のコーポレート・ガバナンスも考慮に入れて、女性差別の有無を考察しているのは、新しい試みと言えよう。

4 今後、女性差別をなくすための政策をどうするかが、大きな問題となってくる。著者は、1つは革新的企業による WLB の実践であり、もう1つは政府の役割をあげている。

前者は、<企業における女性差別的雇用制度=家庭における性別分業= WLB を妨げる社会経済制度>という均衡を<企業における男女平等雇用制度=家庭における男女平等分業= WLB と整合的な社会経済制度>という均衡へと移動する切り札の可能性があると述べている。企業が WLB を導入することによって、導入しない場合より利潤を生む出すことに納得しないと、男女平等を目指す企業にはならないであろう。

今のままなら少子高齢社会となって、労働力不足がおこり経済が停滞する可能性があり、個々の企業の経営が苦しくなる。それを避けるためには、女性の労働力を活用しなければならない。そのためには WLB を実現する必要があるという論理がありうるが、個々の企業をそれで納得させるのであろうか。女性のかわりに外国人や高齢者の活用という方法もありうるからである。著者は革新的企業が WLB の導入によって、企業を活性化させ、儲かることを立証すれば、他の企業もそれを見習うことを期待できるとしている。楽観的な観測という気がしないでもない。これまでの均衡が、日本における高度経済成長をうみだしており、役割分業が、重要な役割を果たしてきたことは確かである。つまり、役割分業はそれなりに合理性があったことは事実である。しかし、今後はそれを維持することが難しいことを説得する必要がある、革新的企業の数を増やすことが必要であろう。

後者の国(地方自治体も含むものと思われる)の役割は大きい。政策立案を担当する機関としての国の役割に期待するところがあるが、中央官庁自体が WLB を革新的組織として実行しうるのであろうか。国会が開催されている時は、長時間労働で帰宅が午前様になるのは当たり前とされているし、国が自らの姿勢を示さないで、企業や国民に WLB の実行をせまっても説得力があるのであろうか。国こそ革新的役割を担うべきである。そうはなっていないところが悲しい。

ハローワークでの求人申込書に WLB の情報を記載することを、情報公開の事例として述べているが、ハローワークでの職業紹介は、2割行政とも3割行政とも言われており、比較的単純で低い賃金の求人が集まっているとされており、WLB を拡大するには不十分ではないかと思わ

れる。

WLBの実現に労働組合がどのような役割を果たすことができるのであろうか。組合の組織率が低下し、その影響力が小さいかも知れないが、大企業が革新的企業となる可能性があり、大企業では組合の組織率は高いことを考えると、労働組合の役割についての分析がないのが惜しまれる。

以上のように解決策には問題を含んでいるが、これは日本の雇用制度や経済構造と結びついているので、解決するのは容易ではないであろう。著者も解決策の提示には苦勞されたあとが感じられる。

5 本書で用いられて手法を他の国、とくに東アジアの国々で活用することができないであろうか。日本のジェンダー問題はアジアの中で位置づけてみる必要があると、評者は常に思っており、ぜひ東アジア諸国のジェンダー分析にも活用できるとありがたい。

富士谷あつ子・塚本利幸著『男女共同参画の実践-少子高齢社会への挑戦』 (明石書店、2007年10月刊)

上 杉 孝 實
(畿央大学)

「男女共同参画の実践」というタイトルがぴったりの書である。単に客観的に他者の実践を分析したのではなく、自らの実践をも振り返っている。日本ジェンダー学会の中心人物であり、福井県立大学で同僚であった2人が、それぞれの専攻分野を活かし、息のあったコンビで男女共同参画を実践しているのである。この書の特徴は、自他の実践の過程を示しながら理論との結合を図っているところにある。随所に、調査結果に基づく統計図表が織り込まれているとともに、インタビューの結果も記されていて、いきいきと問題が浮かび上がってくる。写真や資料も多く掲載され、関わりのある人々が多く登場する。これだけ内容が盛りだくさんの場合、なかなかまとめるのが大変であるが、この本は見事に統一がとれ、読む者を引き込んでいく。

第1章は、「いま、なぜ男女共同参画が必要か」について、とくに少子高齢社会との関連で論じられ、少子化は文明によって成り立った現象であり、過度の少子化も文明の力によって抑止可能であるとしている。また、子育てへの評価の低さが高齢期福祉を劣化すると述べている。男女共働を基本とすることの重要性、男性の当面している危機も語られている。さらに、国際的なジェンダー平等の流れが、体験を通じて描写されている。

第2章は、「地域特性と環境・労働・福祉」について、琵琶湖があり環境問題に敏感な滋賀県や、合計特殊出生率が高い福井県を例として論じられている。福井県は、女性の労働力率が高いが、これが伝統的な考え方と結びついていて、必ずしも男女平等となっていないことが指摘されている。

第3章は、「男女共同参画学習と活動への招待」について、年齢段階を踏まえながら、各地の実践事例と著者のこれまでの取り組みが示されていて、この書のほぼ半分のページが割かれている。自分史学習についても触れられているが、この書自体が自分史としての性格も持っていて興味深い記述となっている。

男女共同参画に対する逆風は、日本の伝統を盾とするものが多いが、著者は、むしろ日本の古い時代において、女性による文化創造、服装等における男女の入れ替わりの容易さの見られたことに着目し、かつては男女の壁がヨーロッパのようではなかったこと、武士社会、とくに江戸期になってから抑圧が強まったことを指摘する。明治以後、武士の家制度を規範として一般民衆にまで及ぼそうとする政策が採られるなど、伝統といわれるものが近代になって作られたものである例も多く、それでもって、男女共同参画は日本の伝統文化になじまないことは奇妙なことである。著者の立場は、これとは反対に、日本における男女共同参画の可能性を見出そうと

するものである。固有の文化と見られるものも時代によって変化しているのであり、静止的にとらえるのではなく、ダイナミックな分析が求められるのである。

今日、実践との関係で省察的学習の重要性が強調されていて、自分の歩みを振り返りながら社会の動向と重ね、自らの社会的規定と変革の可能性を探ることが大きな課題となっている。この書は、そのような試みであるといえよう。男女共同参画に関しては、多様な見解や実践分析があり得るが、多くの人が、このような検討を進め、その成果を照合しあうとき、ふくらみのある取り組みが可能となるであろう。

日本ジェンダー学会創設10年の歩みと展望

富士谷 あつ子

(名誉会長、京都生涯教育研究所)

学会創設－男女共同参画の実績から

1997年9月13日(土)、大阪府立文化情報センターで、日本ジェンダー学会は発足した。「ジェンダー」研究を目標とする日本初の学会である。これに先立つ同年6月25日に、一旦は「日本ジェンダー研究会」として発足し、マスメディアにも報じられた。しかし、設立記念フォーラム当日、この団体を「研究会」ではなく「学会」の呼称のもとに発足させようということになったのである。

国は1996(平成8)年12月に「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12(2000)年までの行動計画」を策定し、政府が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的、体系的に整備することに着手した。ここで「男女共同参画」ということは、意思決定の場に男女が平等な立場に立って参画することを指すが、それは人数の上で男女が均等に近いということのみならず、意思表示と意思決定において対等に行われるということと理解される。

ところで、1960年代半ばから急激に世界を席捲したフェミニズムの流れの中から台頭した女性学研究的諸団体において、男女平等問題を共に論じようという男性活動家や研究者を排斥する風潮が現れた。また、既成の諸学問を洗いなおすことを重視するかたわら、既成の諸学問における研究者からの問いかけを軽視する傾向も生じていた。私自身、1970年代から生涯学習支援と国際文化交流促進の活動を男女共に取り組むかたわら、いわゆる既成学問領域で女性学の視点による学位論文をまとめた。戦後まもなくの自由闊達な男女共学草分け世代として、私には男女共同参画は日常的なことであり、男性による女性差別も女性による男性排斥も容認しがたいことであった。また、性別差別の解消を図る研究や教育にも専門的な水準が問われることを痛感してきた。

日本ジェンダー学会発足の前夜、決然と、しかし和やかに、男女双方の人間的生活の実現をめざす男女の研究者や活動家が集うことが出来たことは、実に喜ばしいことであった。現会長の伊藤公雄さん、理事の上杉孝實さん、野口芳子さん、村岡洋子さんや事務局長の香川孝三さんらの協力のおかげである。それぞれ、男性学や女性学を拓いた人たちである。

なぜ、ジェンダー学が必要か

ではなぜ、「女性学」や「男性学」ではなく「ジェンダー学」が必要なのであろうか。私は、たまたま日本初の女性学の本となった『女性学入門』(富士谷あつ子編。サイマル出版会。1979)を17人の男女の共著者と共にまとめたが、そのなかで「女性学」とは「人間としての女性尊重

の視点」から女性及びその周辺の諸問題を研究する学問であると規定した。従来、既成の諸学問において、女性は男性に従属するもの、社会的劣位に留めおくべきものとみなされてきた。近代を先導したフランスの人権宣言においてさえ、「人間」や「市民」の中に女性や有色人種は含まれておらず、女性活動家は排斥され、有色人種の定住する諸地域の植民地化は進行した。1960年代になってからブレイクした女性解放運動は、黒人解放運動にきびすを接する形で台頭した。

思うに女性解放も黒人解放も、人権意識の高揚とマンパワー需要に後押しされ、若干の進展をみたと言えよう。しかし、この二つの解放運動のうち女性解放あるいは女性の地位向上という問題は、女性が「産む性」であるために背負い続けてきた重荷が、医療技術や生活技術の進展、広義には科学革命の進展によって大幅に軽減されたからである。そのため、「生物学的性 (sex)」の差異にこだわらず「社会的文化的性 (gender)」が問題とされるようになったのである。いわば、ジェンダー研究はホモ・サピエンスの進化に基づくものであり、ホモ・サピエンス出現以来500万年のスパンを念頭に置いて追求すべきことである。

ジェンダーと文化のかかわりを学際的に考える21世紀

日本ジェンダー学会では、発足2年後には「ことばのジェンダー研究部会」や「ジェンダーポリティクス研究部会」など、広義の文化のあらわれである言語や政治・労働などにおけるジェンダー研究活動が活発となった。また会員構成が関西寄りであったところに進藤久美子さん（のち、理事就任）はじめ、関東ほか各地からの入会者があいついだ。また中村彰さんや大山治彦さんのようなメンズリブに力を注ぐ人や自治体職員の松良之さん、海外で国際協力活動に打ち込む小縣早智子さんのような活動家の研究者も現れた。2000年には学会編『ジェンダー学を学ぶ人のために』（世界思想社）を内外の男女研究者20名で執筆し刊行した。

この学際的な協力で学会内の結束が進み、20世紀から21世紀への変わり目を迎え、日本2001年9月25日、「世界女性文化会議・京都2001」という国際会議を主催者として開催することになった。ジェンダーあるいはジェンダー観は地域文化に依拠する。またこれは、時代と共に推移する。1000年前、『源氏物語』を書いた紫式部ら女性による文化創造の花が開き、「市女（いちめ）」ら首都の経済を担った女性商人が活躍した平安京という世界でもまれなジェンダーを示した時代を振りかえり、ひるがえって固定的ジェンダーに固執している現代社会のあり方を問う国際会議であった。ついでに「オペラ阿国」も制作上演という、発足5年に満たない学会としては、過分な国際会議ではあったが、社会に投げかけたものは大きかった。その成果、報告書『千年の願い千年の誓い』を刊行した。

この会議のあと、2004年に香川事務局長はベトナム公使として1年半、日本を離れることになり、その間、塚本利幸理事が事務局の管理に当たり、学会のIT連絡も整備もされた。次いで2005年には日伊ジェンダーフォーラム（共催：イタリア文化会館。2003年）で交流を得たイタリアで、「EU・日本ジェンダーフォーラム」を開催した（共催：ローマ大学東洋研究学部）。2001年の国際会議とこのフォーラムに参加された岡本民夫さん（現理事）は、日本の社会福祉領域の代表的な研究者であり、今、日本にとって喫緊の課題と言うべき崩壊寸前の社会福祉の救済に、ジェンダーの視点から提言と措置を期待されている。

日本ジェンダー学会の過去・現在・未来

伊藤 公雄

(日本ジェンダー学会会長・京都大学)

学会創立以来一貫して精力的に本学会をリードされてきた富士谷あつ子前会長（現名誉会長）の後を引き継ぐ形で、今回、学会長をお引き受けすることになりました。学会設立10年をふりかえりつつ、一言述べさせていただきます。

「ジェンダー」という言葉のついた学会の登場は、日本社会では、たぶん、私たちの「日本ジェンダー学会」が最初のものだと思います。1997年9月のことです。その後、国際ジェンダー学会（国際女性学会から名称変更）、日本語ジェンダー学会、ジェンダー史学会、スポーツとジェンダー学会など、「ジェンダー」を名乗る学会が次々と登場し、今や学術会議のジェンダー研究部会（旧ジェンダー学部会）と連携した、ジェンダー研究のコンソーシアム形成も進んでいます（本学会も構成メンバーです）。

本学会の創設時は、まだ「ジェンダーという言葉は聞き慣れない」という人も多かったと思います。実際、国際的にジェンダーの用語が、政治・社会現象をめぐる国際的な用語として本格的に登場したのは（1980年前後にはすでにアカデミズムの領域には定着しつつあったのですが）、1990年代半ば、特に北京で開催された第5回世界女性会議の前後だったはずですが。

なぜ、この時期にジェンダーという言葉に注目が集まったのかといえば、そこにはいくつか理由があったと思います。一つは、国際社会が共通して取り組んで来た性差別撤廃の動きにおいて、女性を焦点化するだけでは問題の根本的な解決が達成できないという判断があったと思います。男性主導社会の担い手である男性をも視野に入れた政治的・社会的変革が、性差別の根本的な撤廃にとって求められるようになったというわけです。

もちろん、それだけではないと思います。男性もまた、ジェンダー化された社会で、男性性というジェンダーに縛られ悩んでいるという発見が、いわゆる「男性学・男性性研究」のなかから生まれたことも、「ジェンダー」概念登場の理由のひとつだろうと思うからです（1980年前後には、世界中見渡しても、ほとんど研究者の存在しなかったこの分野が、1990年代に入ると、急激に国際的なアカデミック・ジャーナルをにぎわせるようになったことは、その証拠でしょう）。

さらに、1980年代以後、国際的に広がった性的マイノリティの運動もまた、「女性」や「男性」を越えた「性」をめぐる新たな言葉を求めていました。こうした事情も、「ジェンダー」概念が広がる背景にはあったと思います

こう考えると、本学会の設立された20世紀末には、アカデミズムだけでなく、社会問題や政治経済をめぐる議論のなかで「ジェンダー」概念が必要とされていたのだと言ってもいいと思います。その意味で、「ジェンダー」を冠した学会の登場は、必然だったのだろうと思います。

1990年代の「ジェンダー」への注目のなかで、本学会は船出をしたわけですが、いち早く「ジェンダー」を名乗ったこともあり、学会としていくつかの特徴をもつ形で発展することにな

りました。

ひとつは、富士谷名誉会長が、しばしば指摘してこられたように、「学会員および役員の男女の比率がほぼ半分ずつ」であるということでしょう。その背景には、女性学の発展を横目でみながらも、「女性学」とは名乗り切れなかった男性たちの参加があったという事情があると思います。また、(ほくも参加してきた)メンズリブ運動の流れから合流して来た男性の参加がみられたということも、その理由のひとつでしょう。

また、その学際性の豊かさという点も、本学会の特徴のひとつでしょう。(英米文学からドイツ文学、フランス文学、中国文学、イタリア文学といった)文学をはじめ、政治学、社会学、教育学、美学、歴史学、農学、経済学、法学、言語学、社会福祉学、看護学・・・と、思いつくだけでも多彩な研究分野にたずさわる(しかも各分野を代表するような)学会員が揃っているのです。

アカデミズムの境界を越える「学際」だけでなく、アカデミズムの壁を越えるメンバーが存在していることも、本学会の特徴ですし、学会のエネルギー源になっています。(お名前をあげてしまいますが)桂文也さんのような「ジェンダー落語」で一世を風靡したメンバーもおられますし、市議員をやっておられる方や行政で男女共同参画にたずさわっておられる学会員もいるといった具合です。

それでは、本学会の今後の方向性はいかなるものになるのでしょうか。

2003年前後に一部の保守派の政治家やネット右派の人々によって攻撃がなされた、いわゆる「ジェンダー・バッシング」の動きも、やや沈静化しつつあるようです(逆に、少子高齢社会の本格化を前に、労働力として「移民」を選ぶか「(日本人)女性」を選択するかといった「ジレンマ」を前に、超保守派の間にも「女性の社会参画やむなし」といった「転向」の動きもちょっと見えてきたようにさえ感じています。もちろん、女性の社会参画の拡大はもちろん、多文化共生教育の徹底と外国人の労働条件を含む徹底した人権擁護政策のもとで、外国からの労働力受け入れは進めるべきだとほくも思っていますが)。

特に、アカデミズムの領域においては、ジェンダーの視点はさらに本格化してくるだろうと思います。教育研究の領域にジェンダー視点がさらに定着していく、というだけではありません。大学行政にジェンダー視点が本格的に求められるようになりつつあるからです。すでに多くの「国立大学法人」に、男女共同参画を専門に担うセクションが作られつつあります。これまで社会から出遅れて来た大学という場そのものにおいて、ジェンダー視点に立った改革の動きが開始されようとしているのです。

こうした状況を見る時、学際的な広がりをもつだけでなく、行政や社会との接点をつねに志向して来た本学会の意義は、さらに重要性を増すだろうと思います。研究の多様性の保証とともに、ジェンダーという視点に立った、大学や社会そのものとの関わり(大学と社会のジェンダー平等視点からの変革)が、新たに求められつつあると思うからです。

日本ジェンダー学会も、学際性と、現実社会との関わりを深化させるなかで、まだまだやること、やれることが、いっぱいあるはずです。

今後とも、学会員の皆さんとともに、さまざまな活動を繰り広げていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

日本ジェンダー学会 大会・研究会・国際会議・出版（1997～2007）

[1997年]

- 設立記念フォーラム：9月13日（土）、大阪府立文化情報センターで、学会発足。
設立記念フォーラム第1部は対談「女性学・男性学が会おうとき」富士谷あつ子、伊藤公雄。
第2部「研究報告と討論」の司会は上杉孝實。研究報告は「悪人のステレオタイプ『魔女』と『継母』－グリム童話の場合」野口芳子、「男女雇用機会均等法の成立過程とジェンダー観の変遷」香川孝三、「青年男女共同参画セミナーの成果と展望」角村正博、「高齢者介護担当者にみるジェンダー観の変遷」村岡洋子。第3部「パフォーマンスと報告」は「ロールプレイ『ジェンダークライシス』」浅田豊他。総合司会は荏原明則、中山文。
- 研究会：12月13日（土）、関西大学。「男もすなる女性学、そしてジェンダー研究へ」上杉孝實、山村嘉己。

[1998年]

- 第2回学会大会：10月3日（土）、神戸国際会議場レセプションホール。統一テーマは「生涯学習時代のジェンダー研究」。第1部「危機をみつめ危機を超える－世界人権宣言50周年を記念して」司会は山村嘉己。基調報告「阪神淡路大震災と女性市民・男性市民」北村春江、研究報告は「問題を抱える少年・少女のジェンダー問題」頼藤和寛、「学校教育におけるジェンダー問題」田結庄順子、「実年のクライシスとジェンダー問題」神谷治美。
第2部「成熟社会を拓く－ジェンダー研究の新しい地平」司会は伊藤公雄。研究報告は「現代中国文化にみるジェンダー」中山文、「エコロジーとジェンダー」波多野豪、「言語社会におけるジェンダー」小矢野哲夫、「メンズリブにおけるジェンダー」中村正。
- 研究会：2月22日（日）、京大会館。「言葉とジェンダー」桂文也
- 研究会：5月23日（土）、神戸大学。「アジアのなかにおける日本の雇用平等」香川孝三、「母親像の解体－池莉『述是一条河』をめぐって」中山文。
- 研究会：12月20日（土）コープイン京都。研究報告「日本の男性運動の歩み－メンズリブ型男性運動の誕生」大山治彦、「メンズリブ市民運動の10年」中村彰。
「研究部会」発足：12月20日の理事会において、学会全体の主催事業としての「研究会」のほかに、領域別に有志が取り組む（学会内公開）「研究部会」を発足することとなり、「ことばのジェンダー研究部会」「ジェンダーポリティクス研究部会」の発足が承認された。

[1999年]

- 第3回学会大会：9月4日（土）、京大会館。第1部「高齢社会のジェンダーを検証する」司会は香川孝三。研究報告は「ウエルビーングの視点から高齢者のジェンダー問題を考える」大塩まゆみ、「ジェンダーからみる高齢社会の福祉政策」杉本貴代栄、「『個』単位での高齢者

の生き方」伊田広行。第2部「高齢者介護のありかたとジェンダー」司会は中山淳子。研究報告「介護福祉職を育てる」村岡洋子、「先進福祉国家デンマークの虚弱・障害老年者に対する介護」村木敏明。コメンテーターは玉川雄司。第3部パフォーマンス「今様草紙洗小町-改正男女雇用機会均等法時代の女と男を考える」パフォーマー：緒方房子、大塚純子、小縣早智子、濱寛子、桂文也、小矢野哲夫、香川孝三。

- 研究部会：3月6日（土）、コープイン京都。ことばのジェンダー研究部会。「今様草紙洗小町」発表。小矢野哲夫、桂文也、大塚純子他。
- 研究部会：4月25日（土）、京大会館。ジェンダーポリティクス研究部会。「アメリカのジェンダーポリティクス」進藤久美子。
- 研究部会：5月29日（土）、東洋英和女学院大学。「日本型ジェンダーポリティクスの課題と展望」進藤久美子。

[2000年]

- 第4回学会大会：2000年9月2日（土）、東洋英和女学院大学。第1部「自治体の男女共同参画への取り組み」。座長：荏原明則。報告「男女共同参画条例制定と今後の課題」高西新子、「男女共同参画アドバイザー-養成講座からイーブンネットへ」橋本松子、「女性農業者のエンパワーメント」河野久子。コメンテーター：広岡立美。第2部「ジェンダー学の可能性-文学・美術・音楽・スポーツ・メディア領域を中心に」座長：伊藤公雄。研究報告「ヴェルレーヌとランボーをめぐる」山村嘉己、「シャルダンの描いた女たち」野口栄子、「メル・ボリスってだれ？-女性作曲家発掘のプロセス」小林緑、「ジェンダー役割を見たスポーツ-男性スポーツ不適応者へのインタビュー調査を中心に」大塚貢生、「『単性生殖』をキーワードに『マージナル』を読む」海老原暁子。第3部「演奏と解説：オペラ『カルメン』-ジェンダーの視点から」森池日佐子。
- ★ 出版：『ジェンダー学を学ぶ人のために』ISBN4-7907-0802-0（監修：富士谷あつ子・伊藤公雄、日本ジェンダー学会編、世界思想社、4月。1900円+税）。執筆者：富士谷あつ子、伊藤公雄、ダイアナ・レナード、ロバート・W・コンネル、鄭菜基、中村正、杉本貴代栄、村岡洋子、神谷治美、小矢野哲夫、中村彰、竹中恵美子、張萍、香川孝三、上杉孝實、進藤久美子、野口芳子、波多野豪、山村嘉己、大山治彦。
- 研究会：1月29日（土）、大阪Lセンター。「市レベルの男女共同参画のアンケート調査」香川孝三、「都道府県の男女共同参画のアンケート調査」松良之、山本正博。
- 研究会：12月9日（土）、コープイン京都。「アフリカのジェンダー」小縣早智子。
- ☆ 海外活動：国連特別総会「女性2000年会議」関連NGO「Japan Global Forum」(N.Y)参加。6月5日～9日。ミレニアムジェンダー研究部会。「Empowerment of Women through Japanese Historical Experience」富士谷あつ子、海老原暁子、大塚純子他。
- ☆ 国際会議「世界女性会議・京都2001」世話人会発足（9月1日、理事会承認）。

[2001年]

- 第5回学会大会：9月22日（土）、華頂短期大学。統一テーマ「男性というジェンダー」司

会：伊藤公雄。第1部「今、男たちがかかえているもの」研究報告「男の悩みホットラインの活動から見えてくるもの」大山治彦、「男性保育士という“お仕事”」射場博巳、「ドメスティックバイオレンスと男らしさ」中村彰、「ホモフォビア（同性愛者嫌悪）と男らしさ」伊藤悟。第2部「男性学・男性研究から現代世界を読む」研究報告「男性学の射程」大山治彦、「男性学の諸潮流」多賀太、「軍事化された社会と＜男らしさ＞」三成美保、「男性主導社会と環境問題」杵本育生。

☆ 国際会議「世界女性文化会議・京都2001」9月23日（日）、国立京都国際会館。共催：京生涯教育研究所。助成：国際交流基金、トヨタ財団、三菱財団。後援：内閣府男女共同参画局、国立女性教育会館、外務省、文部科学省、京都府、京都市、京都商工会議所、（社）日本ベンクラブ、（財）京都国際文化協会、（財）世界人権問題研究センター、（財）平安建都1200年記念協会、家族計画国際協力財団、NHK、朝日新聞社、京都新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社、読売新聞社。協賛：関西電力、松下電器産業株式会社、大阪ガス、村田機械株式会社、株式会社ワコール、株式会社京セラ、オムロン株式会社、月桂冠株式会社、宝酒造株式会社、株式会社資生堂、西日本旅客鉄道株式会社、JTB、真宗大谷派（東本願寺）宗勤所組織部女性室。

午前の部 司会：下重暁子

I. 基調報告：「平安時代、女性文化の創造をどうみるか」報告I「紫式部と生きた歲月－ヨーロッパは『源氏物語』をどう受け止めたか」タチアナ・ソコロヴァ・デリュエシナ 報告2「清少納言の哀しみ」梅原猛。

II. 鼎談：「平安時代、女性文化創造の背景」増田繁夫、富士谷あつ子、井上満郎

午後の部

III. 分科会・ポスターセッション・ワークショップ

・分科会「女性の力を引き出し生かす」

第1分科会「グローバリゼーション、規制緩和と女性労働」座長：香川孝三。

報告者：林誠子、本田元子、ロザリンド・P・オフエレノ

第2分科会「表現者としての女性」座長：三枝和子

報告者：小谷真理、竹信三恵子、小矢野哲夫、ロジャー・パルバース

第3分科会「社会福祉と女性」座長：岡本民夫

報告者：村岡洋子、小林敏子、村木敏明、張萍

第4分科会「環境保全とNGO活動」座長：浅岡美恵

報告者：鷺谷いづみ、石田紀郎、波多野豪、玉川雄司、マーク・ピーター・キーン

第5分科会「男性の意識改革」座長：伊藤公雄

報告者：海老原暁子、大山治彦、中村彰、ジェームズ・ロバーソン

・ポスターセッション「平安時代の衣裳」、「六条院」（ミニアチュア）展示：（有）太田工芸

・ワークショップ「都の働く女たち」司会：武部宏、大塚純子

1. 研究報告「大原女－京都のエネルギーを支えた“振り売り”の女」児玉佳子

2. 報告と演奏（I）報告「出雲阿国とその時代」安田富貴子、エンゲルベルト・ヨリッセン（2）演奏 オペラ「阿国」から 森池日佐子（声楽）、武智朋子（ピアノ）

IV. パネルディスカッション「平和・平等・男女共同参画の新世紀をめざして」

司会：小中陽太郎

1. 基調報告「グローバル化と女性の人権」 インガー・ブリュッケマン

2. パネルディスカッション「新世紀、男女共同参画をめざして」司会：広岡守穂 パネリスト：土井たか子、小宮山洋子、進藤久美子

V. アピール「千年の願い 千年の誓い」採択

☆ オペラ「阿国」制作・上演：10月7日（土）、春秋座（京都造形芸術大学）

原作『阿国夢幻』（富士谷あつ子、かもがわ出版）、作曲：尾上和彦、台本：謝名元慶福、指揮：阪哲郎、演出：松本重孝、出演：森池日佐子、田中愛子、松下雅人、晴正彦、保坂博光、北村敏則、ゲオロギ・キロフ、片桐直樹他。

[2002年]

● 第6回学会大会：9月14日（土）、ドーンセンター。第1部 個別報告。司会：進藤久美子。報告「草創期アメリカ・フェミニズム再考」緒方房子、「途上国支援と地域のジェンダー」鹿野和子、「夫の性別役割意識と妻の就業選択－真の男女共同参画に向けて」藤野敦子、「高校の国語教科書にみるジェンダー」武田憲幸。第2部シンポジウム「労働と福祉をつなぐ」司会：富士谷あつ子。報告「賃金と年金をめぐる問題」香川孝三、「福祉専門職の処遇をめぐる」村岡洋子。「福島県の地域文化と労働・福祉」栗原るみ、「地方自治体の男女共同参画の推進施策と実践」塚本利幸。

○ 研究部会：4月13日（土）、東京會館。ジェンダーポリティクス研究部会。「福島県のジェンダー問題への取り組み」栗原るみ。

○ 研究会：12月7日〔土〕、京大会館。「性同一障害による女装を理由とする懲戒解雇の効力」香川孝三。

☆ 外部との連携活動：9月7日〔土〕、クレオ大阪中央、メンズフェスティバルへの参加。

報告者：山村嘉己、野口芳子。富士谷あつ子

☆ 出版：『千年の願い千年の誓い－「世界女性文化会議・京都2001」の記録』刊行、6月。221頁、2,500円。

[2003年]

● 第7回学会大会：9月13日（土）、立教女学院短期大学。統一テーマ「ジェンダー／セクシュアリティと生殖」午前の部「個別報告」司会：海老原暁子。報告「近代日本における恋愛・結婚・優生学」加藤秀一、「セクシュアリティの現在」北原みのり、「クエア・パラダイムとジェンダー概念」大山治彦。午後の部「分科会」第1分科会「ジェンダー／セクシュアリティ教育の現状」報告者：太田恭子、宮田久、岡部芳広。第2分科会「文学と映像にみるジェンダー／セクシュアリティ」報告者：高見陽子、江田幸子。第3分科会「生殖医療の現場から」報告者：石川紀子、鈴木良子。第4分科会「DVとセクシュアリティの危ない関係」報告者：須藤美恵子、小林直美、豊田正義。第5分科会「セクシュアルマイノリティを生きる」報告者：TGとTSを支える人々の会。

- 研究部会：5月4日〔日〕、京大会館。ミレニアムジェンダー研究部会、ジェンダーポリティクス研究部会共催。「今、なぜ出雲阿国なのか」講演「出雲阿国とその時代」小笠原恭子。研究報告「ジェンダーを超える時代の衣裳」横川公子、「『阿国夢幻』に描いたジェンダークライシス」富士谷あつ子。
- ☆ 日伊文化交流セミナー：10月13日（木）。共催：イタリア文化会館（東京）・日本ジェンダー学会ミレニアムジェンダー研究部会及びジェンダーポリティクス研究部会。テーマ「文化創造におけるジェンダー」講演「イタリアにおける文化創造とジェンダー～オペラの誕生とその後、そして現代イタリア」ダーチャ・マライーニ、「日本における文化創造とジェンダー～歌舞伎の誕生とその後、そして現代日本」富士谷あつ子。司会：進藤久美子。

[2004年]

- 第8回学会大会：9月11日（土）、武庫川女子大学。統一テーマ「魔女とジェンダー」助成〔基調講演講師派遣〕：国際交流基金。午前の部：基調講演「なぜ女性が魔女として焼き殺されたのか」アーレント・シュルテ。シンポジウム1「文化の中の魔女像」コーディネーター：橋本郁子。報告「絵画のなかの魔女像」向井順子、「伝承文学のなかの魔女像」野口芳子、「法律のなかの魔女像」三成美保。午後の部シンポジウム2「現代の魔女問題」コーディネーター：伊藤公雄。報告「労働における女性差別」白藤栄子、「母性という名のもとの抑圧」木脇奈智子
- 研究会：2月21日〔土〕、守口市エナジーホール。報告「子育て支援の現場から」松良之。
- 研究部会：2月27日〔金〕、東洋英和女学院大学。ミレニアムジェンダー研究部会・ジェンダーポリティクス研究部会共催。討論「ジェンダー公共政策学の模索」進藤久美子、富士谷あつ子。
- 研究部会：7月24日〔土〕、早稲田大学戸山キャンパス。ジェンダーポリティクス研究部会。報告「ダーチャ・マライーニの演劇活動～収容所から広場へ」望月紀子。
- ☆ 学会外活動：8月28日〔土〕、国立女性教育会館。報告「男女共同参画の実践～社会活動からの提言」ミレニアムジェンダー研究部会。富士谷あつ子、塚本利率。

[2005年]

- 第9回学会大会：9月10日〔土〕、東洋英和女学院大学。統一テーマ「いま、ジェンダーを問う」午前の部「グローバルにジェンダーを問う」コーディネーター：上杉孝實。報告「オペラ＜カヴァレリア・ルスティカーナ＞のジェンダーに関する考察」武田好、「セネガルの総合村落開発とジェンダー問題」小縣早智子、「ラテンアメリカ 自立をめざす先住民女性たち」山本厚子、「韓国男性学の現状と課題」佐々木正徳。午後の部「ジェンダーと労働に関する比較研究」コーディネーター：富士谷あつ子。挨拶：赤松良子。報告「女子学生の就業と課題」福沢恵子、「EUの＜ジェンダーの主流化＞の展開」柴山恵美子、「ベトナム女性の地位－労働・家族・婚姻・相続」香川孝三。
- ☆ 「ジェンダー平等を目指すマニフェスト」公表。2005年7月25日。学会理事会。
 1. 学会・言論界・政界・経済界等への要望
 2. 日本ジェンダー学会及びジェンダー関連学会の努力

☆ 欧日ジェンダー研究フォーラム—日本・EU市民交流年記念事業：11月25日（金）-26日（土）、ローマ大学東洋研究学部講堂“ラ・サピエンツァ”。

主催：日本ジェンダー学会、ローマ大学“ラ・サピエンツァ”東洋学部、助成〔基調講演講師派遣〕：国際交流基金。後援：在イタリア日本国大使館、独立行政法人国立女性教育会館、ローマ日本文化会館、（社）日本ペンクラブ、京都生涯教育研究所、京都文化創生実行委員会、早稲田大学イタリア研究所

プログラム：11月25日（金）開会挨拶：マリア・テレザ・オルシ、富士谷あつ子

総合司会：土屋淳二、マリア・ジョイア・ヴィエンナ

基調講演1「ヴァージニア・ウルフに脅かされたのは誰？—比較ジェンダー研究の視点からみた女性作家」ナディア・フズィーニ、基調講演2「ほんとうの日本文化の伝統とは—歌舞伎台頭とジェンダー観の変遷」富士谷あつ子。コーディネーター：マリーア・ヴィエンナ・ジョイア、伊藤公雄

第1部「国民国家の形成とジェンダー」報告1「樋口一葉の作家活動と〈家〉意識—日本の近代化を背景」佐伯順子、報告2「国民国家・ファシズム・男性性」伊藤公雄。コーディネーター：土屋淳二、武田好

第2部「ジェンダー平等への戦略」報告1「ジェンダー社会福祉の現状と課題」岡本民夫、報告2「EUにおける女性の地位」ピア・ロカテッリ。コーディネーター：マリーア・ヴィエンナ・ジョイア、伊藤公雄

第3部「若者たちのジェンダー問題」報告1「日本における女子大学の役割—神戸女学院大学を事例として」武田好、報告2「女性の就業率上昇とジェンダー意識—福井県を事例として」塚本利幸

第4部 ビデオショウイング「芸か恋か 阿国と山三」上映（文化庁支援事業）原作・脚本：富士谷あつ子、演出 松尾正武、制作協力（株）東映京都スタジオ、（株）映像企画（財）大学コンソーシアム京都、（有）太田工芸、協力：ローマ大学「ローマ狂言」一座（東洋研究学部学生）11月26日（土）

第4部「ジェンダー・イメージの社会的構築」報告1「ヨーロッパから見た日本女性のステレオタイプとしての芸者」マリア・ジョイア・ヴィエンナ、報告2「社会的カテゴリーと文化秩序—日本サブカルチャーの社会力」土屋淳二。閉会挨拶：伊藤公雄、岡本民夫、フェデリコ・マッシーニ

来賓挨拶 松原亘子（在イタリア前日本国大使）

[2006年]

- 第10回学会大会：9月16日〔土〕、神戸大学六甲台キャンパス。統一テーマ「少子高齢社会におけるジェンダー問題」午前の部：個別報告 司会：野口芳子。報告「パミラ論争における英国18世紀のジェンダー観」鈴木万里、報告「女性大学の理系分野進出の意義と課題」西尾亜希子。午後の部 シンポジウム「少子高齢社会におけるジェンダー問題」司会：村岡洋子。基調報告「少子高齢社会におけるジェンダー問題」岡本民夫、報告「高齢者虐待の現状と対策—法と人間のあり方をジェンダーの視点から考える」成清美治、報告「介護予防とジェン

ダー」川島典子、報告「エンパワーメントによる家族参画型子育て支援への一考察」黒田将史。

- ☆ 日本・EU 市民交流年記念事業 欧日ジェンダー研究フォーラム帰国報告「合わせ鏡の国、日本とイタリア」、2月10日〔金〕、キャンパスプラザ京都。主催：日本ジェンダー学会、同志社大学。共催：(財) 大学コンソーシアム京都、京都生涯教育研究所、京都文化創生実行委員会。第1部 報告 (17:40)「ジェンダー平等と少子高齢社会の克服を目指して」報告1「国民国家の形成とジェンダー」伊藤公雄、報告2：労働と福祉におけるジェンダー」岡本民夫、報告3「文学と芸能におけるジェンダー」富士谷あつ子。コーディネーター：塚本利幸、武田好、コメンテーター：佐伯順子
- 第2部 ビデオ上映 (19:00)「芸か恋か 阿国と山三 (さんざ)」(イタリア語字幕付) —文化庁支援事業「市民による風流踊・歌舞伎・時代劇の継承と創生」成果記録。

[2007年]

- 第11回学会大会：9月22日〔土〕、京都大学文学部第6講義室。午前の部 個別報告。
司会：塚本利幸。報告「教育とジェンダー」金子球里、「テレビゲームにおけるジェンダー・ステレオタイプについて～メディアとしてゲームが与える社会的影響を中心に」野口李沙、「日本とタイの広告のなかのジェンダー」ビヤ・ボンサピタクサント。午後の部 シンポジウム「ジェンダーと教育」司会：野口芳子。基調報告「教育改革におけるジェンダー」上杉孝實。報告「学校教育におけるジェンダー」遠矢家永子、「社会教育におけるジェンダー」中村彰、「大学におけるジェンダー教育」川口章。
- 研究会：7月1日〔日〕、京都大学文学部社会学共同研究室。「狂言とコンメデア・デッラルテにおけるジェンダーについて」報告者：関根勝、サルヴァトーレ・マツラ、ルーカ・モレット。
- ☆ 日本学術会議協力学術研究団体の認証を受ける。1月。
- ☆ ジェンダー学連絡協議会に加入。1月。
- ☆ 柳沢厚生労働大臣の「女性は産む機械」発言に対し辞任要求と安倍総理の反省要求文書発送、2007年1月31日、学会理事会。
- ☆ 国立女性教育会館「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」参加。ミレニウムジェンダー研究部会「日独における少子化抑止への地域努力」富士谷あつ子、塚本利幸。
- ★ 『ジェンダーと文化—日本・ドイツ・イタリアにおける少子高齢社会への対応』刊行準備。
富士谷あつ子・伊藤公雄編、明石書店 (予定)。2003年からのイタリアを含む文化交流〔万博記念機構助成〕、2005年、富士谷あつ子のローマ大学における基調講演への国際交流基金助成、2006年度サントリー文化財団による研究助成 (代表者：伊藤公雄) による共同研究、同志社大学の連携校、テュービンゲン大学との学術交流等をへて企画。編者のほか共著者：三成美保、野口芳子、上杉孝實、香川孝三、岡本民夫、佐伯順子、塚本利幸、土屋淳二、望月紀子、ヴァレンティーナ・ザピッテリ、ヴィクトリア・エッシュバツハ・サボー、ハイジ・アルビュレ他〔予定〕。

日本ジェンダー学会設立10周年記念シンポジウム
男女共同参画の実践で拓くジェンダー研究の新しい地平
— 少子高齢社会への対応 —

日時：2007年10月14日(日) 13:00～17:00
 場所：ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）
 〒540-0008 大阪市中央区大手町1丁目3

プログラム

開会の挨拶 伊藤公雄（会長） 13:00～13:15

第1部 研究報告「少子高齢社会における諸問題の克服」 13:15～15:00

報告1	生涯教育における男女共同参画の実践 富士谷あつ子（京都生涯教育研究所長）
報告2	少子高齢社会とジェンダー政策 伊藤公雄（京都大学大学院教授）
報告3	ジェンダー平等の視点からのワークライフバランス 香川孝三（大阪女学院大学教授）
報告4	ジェンダー政策と政治文化：日本とアメリカ 進藤久美子（東洋英和女学院大学教授）
コーディネーター	野口芳子（武庫川女子大学教授）

— 休憩 —

第2部 実践報告「男女共同参画の実践」 15:10～17:00

報告1	ゼロ歳からのジェンダー平等教育 勝木洋子（兵庫県立大学教授）
報告2	大学生によるジェンダー意識調査 塚本利幸（福井県立大学准教授）
報告3	地方議会における男女共同参画 —女性議員の増加により行政、議会はどう変わるか— 桑田真弓（福山市市会議員）
報告4	メンズリブと男女共同参画 中村彰（メンズセンター運営委員）
コーディネーター	佐伯順子（同志社大学大学院教授）

閉会の挨拶 岡本民夫（同志社大学名誉教授）



報告1 富士谷あつ子



報告2 伊藤公雄



報告3 香川孝三とコーディネータ野口芳子



報告4 進藤久美子

日本ジェンダー学会は「ジェンダー」という言葉を冠した日本初の学会である。2007年9月には10周年を迎えたことを記念するシンポジウムが、10月14日にドーンセンター（大阪府女性総合センター）で開催された。本学会の目標はジェンダー平等の実現にあるが、そのために現在、焦眉の急を要する課題として、シンポジウム第1部において「少子高齢社会の諸問題の克服」を掲げ、生涯教育、政策、労働、文化の諸領域から課題解決に向けた報告が行われた。日本と欧米やアジアとの比較文化論の視点を踏まえた報告であった。

同シンポジウムの第2部では、乳幼児期及び青年期のライフステージによるジェンダー平等教育の実践が報告され、また地域政治における実践や男性解放の視点からの実践などについて報告された。これらの詳細については、学会会報次号以下に掲載予定である。

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制 定
2006年9月16日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めることにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任を受けたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1(掲載省略)のとおりとする。

この役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2(掲載省略)のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会研究誌『日本ジェンダー研究』(JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格：本学会の会員
2. 用語：本文は日本語，レジユメは日本語以外（当該言語を母語とする人の校閲を受けたものを提出）
3. 審査：編集委員が採否を決定
4. 原稿について
 - 1) 書式 日本語：A4・横書き 1頁40字×40行（本文10枚以内）
欧 文：A4・横書き 1頁80字×40行（レジユメ1枚）
 - 2) 形式 章立て：1.
2. 1)
2)
3.
 - 3) 提出：コピー3部及びFD（MS - DOS テキストファイルを原則とする）
5. 論文名について：論文名は日本語とし，英語の題名を添える。
6. 注記及び参考文献表記方法
 - 1) 各引用箇所の右肩に¹⁾ / , ²⁾ / 。³⁾ をつける。
 - 2) 文献は引用番号順に論文末尾に一括して記入する。
 - 3) 雑 誌：著者名，「論文名」，編者名『雑誌名』巻，号，発行年（西暦），頁。
和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって」日本独文学会編『ドイツ文学研究』12号，1995年，13頁。
欧文例（英文）Klairs, Joseph. *Servant of Satan*. *Academic Press*, Vol.3, No.2, ed. by Bill Aspinall, Indiana University Press, London 1994, pp.21-25.
（独文）Schmidt, Andreas: *Die Poesie der Kultur*. In: *Zeitschrift für Volkskunde*, hrsg. von Gottfried Korff u.a., 92.Jahrgang. Bd. I, Göttingen 1996, S.67-70.
 - 4) 単行本：著者名「論文名」，『書名』，出版社，第__版（初版以外の場合），発行年（西暦），頁
和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店，1985年（第4版），6頁。
欧文例（英文）Klairs, Joseph: *Women's Studies*, Indiana University Press, London 1995, pp.31-35.
（独文）Mann, Thomas: *Buddenbrooks*, S.Fischer Verlag, Göttingen 1922, S.37.
7. 投稿原稿には必ず日本語以外のレジユメ（40行以内）を添えること。
8. 提出期限：3月31日

以上の規定によることが困難な場合は，日本ジェンダー学会編集委員に問い合わせる。

2008年(平成20)年9月10日 印刷
2008年(平成20)年9月15日 発行

日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 伊藤 公雄

編集委員 上杉 孝實 香川 孝三

塚本 利幸 野口 芳子

発行者 日本ジェンダー学会

(Japan Society for Gender Studies)

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54

大阪女学院大学 香川研究室気付 日本ジェンダー学会事務局

Tel 06-6761-4052 Fax 06-6761-9373

E-mail kagawa@wilmina.ac.jp

印刷所 大和出版印刷株式会社

〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2

Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377